

LIBRA

2021年 3月号

〈特集〉

弁護士業務の落とし穴

—非弁提携・アウトソーシングの見分け方・行き過ぎた弁護など—

〈インタビュー〉

芸人 友近さん

〈クローズアップ〉

2020年度 理事者の1年



「春」へ向かって



1 枚目は静岡県河津町で、河津桜と菜の花を愛でる特急スーパービュー踊り子号。
2 枚目は千葉県市原市で、菜の花畑をのんびり進む小湊鐵道房総里山トロッコ。
その後のことなど予想だにしなかった2019年の光景ですが、今年も忘れずに春はやって来てくれました。
そして、本当の「春」もすぐそこです。

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2021年3月号

特集

02 弁護士業務の落とし穴

—非弁提携・アウトソーシングの見分け方・行き過ぎた弁護など—

総論：一人で悩まないで！	鍛冶 良明
Part1：非弁提携に陥らないための転ばぬ先の杖	柴垣 明彦
Part2：弁護士業務に関するアウトソーシングの限界と注意点	石本 哲敏
Part3：報酬契約の落とし穴	矢野亜紀子
Part4：相続に関する利益相反等	矢野亜紀子
Part5：行き過ぎた弁護活動等	矢野亜紀子
コラム：「非弁行為」と「非弁提携」の関係 営業電話や飛び込み営業の見極め方	

インタビュー

22 芸人 友近さん

クローズアップ

26 2020年度 理事者の1年

ニュース&トピックス

- 30 ・外国人支援団体との交流会
- ・2021年度 東弁役員等選挙

連載等

- 32 常議員会報告（2020年度 第8回／第9回）
- 34 臨時総会報告（2020年度 第2回）
- 35 新型コロナウイルスのもとで～わたしはこう過ごしてきました・こう過ごしています～
vol.6 小唄のお話 藤田浩司
- 36 もっと知ろうよ！オキナワ！
第29回 「辺野古新基地建設予定地の地質・地盤・活断層について」勉強会
寺崎昭義
- 38 今、憲法問題を語る
第109回 敵基地攻撃能力保有!?～平場の独り言～ 松山憲秀
- 39 男女共同参画推進本部から
育児従事の期間における会費免除について 制度紹介と利用者の声 大和加代子
- 40 近時の労働判例
第92回 最三小判令和2年10月13日（大阪医科薬科大学事件） 岩崎静寿
- 42 via moderna—連載 新進会員活動委員会
第84回 若手弁護士が薦めるお弁当を紹介する②
近藤 亮・山内麻裕美・新藤圭介・堀内一成・佐護絵莉子
- 44 わたしの修習時代：弁護士となる修業時代 18期 大高満範
- 45 72期リレーエッセイ：飲み会ができるその日まで 白井陽一郎
- 46 お薦めの一冊
『リベラルのことは嫌いでも、リベラリズムは嫌いにならないでください』
—井上達夫の法哲学入門— 鮫川誠司
- 47 コーヒーブレイク
[米国]リーガル・オブザバー —デモの現場で「法の支配」をリマインド 杉山日那子
- 48 追悼
- 49 会長声明
- 50 73期 新入会員 名簿
- 57 インフォメーション

弁護士業務の落とし穴

—非弁提携・アウトソーシングの見分け方・行き過ぎた弁護など—

弁護士業務の落とし穴 — 非弁提携・アウトソーシングの見分け方・行き過ぎた弁護など —

本特集は、主に「幅広い若手会員」向けにお届けする企画です。

近年、大規模非弁提携事件が発生して話題となっています。また、広告や情報発信も容易となり、弁護士を取り巻く環境も大きく変化しています。その中で、例えば、営業の電話をかけてくる業者等をどう見分ければいいのか悩ましいという若手会員の声も多く、落とし穴がどこにあるのか、十分な知識を有しないと判別しにくくなっている面があるようです。また、弁護士倫理の点から、理解していたつもりでも、実際、迷うケースもあります。

今般、弁護士倫理・不祥事防止の観点から、この種の分野に精通している当会の会員の方々に、集客や業務を進めるにあたって注意をするべき点、困った時の対処法、リカバリーの方法及び相談先などについて、最新の情報を執筆いただきました。

本特集は、会員の皆様が、弁護士業務で迷ったときのひとつの指針となる内容となっています。身を守るための知識としても一読いただき、ご活用いただけたら幸いです。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子, 西川 達也

CONTENTS

・ 総論：一人で悩まないで！	3頁
・ Part 1：非弁提携に陥らないための転ばぬ先の杖	5頁
・ Part 2：弁護士業務に関するアウトソーシングの限界と注意点	8頁
・ Part 3：報酬契約の落とし穴	14頁
・ Part 4：相続に関する利益相反等	16頁
・ Part 5：行き過ぎた弁護活動等	18頁
・ コラム：「非弁行為」と「非弁提携」の関係	15頁
営業電話や飛び込み営業の見極め方	17頁

※なお、本文中、意見にわたる部分については、各委員会の公式見解を述べるものではなく、筆者らの個人の見解です。

各種相談窓口一覧	東京弁護士会	会員サポート窓口	03-3581-3332 (業務課)
		若手相談室	03-3581-3332 (業務課)
		チューター制度	03-3581-3332 (業務課)
		弁護士業務妨害対策	03-3581-3332 (業務課)
	日本弁護士連合会	会員サポート窓口	03-3580-9849 (審査部審査第三課)
		弁護士業務支援ホットライン	080-7854-1212
		日弁連メンタルヘルスカウンセリング	0120-556-919
		チューター制度	03-3580-9841 (業務部業務第一課)
	日本弁護士国民年金基金	弁護士年金制度	03-3581-3739
	東京都弁護士協同組合	小規模企業共済制度	03-3581-1218
東京都弁護士国民健康保険組合	メンタルヘルス相談	03-3581-1096 (代)	

*日弁連の「会員サポート窓口」及び「日弁連メンタルヘルスカウンセリング」の利用方法については、21頁をご参照ください。日弁連「自由と正義」の広告欄にも毎号掲載されています。

一人で悩まないで!

非弁提携弁護士対策本部 本部長代行 鍛冶 良明 (44期)



1 不祥事回避のための第一歩

弁護士間の過当競争、広告解禁、弁護士を狙った非弁提携業者の暗躍等の今日の弁護士を取り巻く環境は、弁護士が意図せずに不祥事の落とし穴にはまってしまう危険性をはらんでいる。しかし、過ちを恐れて萎縮するばかりでは業務の拡大は望めない。弁護士倫理を尊重しつつ、新たな業務に果敢に挑み、人権保障と社会正義の実現に向けて活動するため、不祥事を回避する対策を立てることは不可欠である。

そのための第一歩は、当会が義務化する倫理研修を真摯に受講する、日弁連がすべての会員に配布している弁護士職務基本規程*1に日頃から目を通すといった自己研鑽にある。そこから得た基本的な考え方に基づいて事件と向き合い、自らの悩みを感じ取り、その悩みから目をそらさずに対峙することによって、ほとんどの不祥事は回避できるはずである。

例えば、非弁業者の術中に陥り、非弁提携弁護士に墮する弁護士も少なくないが、その勧誘は巧みであっても、業者が弁護士業務の経理を管理する内容であるなど、弁護士倫理の基本的考え方を習得していれば苦も無く不正な意図を看破できるものである。また、虚偽表示とも受け取れるホームページを掲載している会員も見受けられるが、多くは日弁連の「弁護士等の業務広告に関する規程」*2や「業務広告に関する指針」*3の存在自体を知らず、広告業者任せでホームページの作成を依頼していることが原因である。

しかし、自己研鑽だけで不祥事が根絶されるわけではない。横領や判決文の偽造など故意で罪を犯さざるを得ない程に追いつめられた者に対しては、倫理研修も無力であろう。懲戒事例で最も多い事件放置については、意思の力では如何ともしがたいうつ病が原因であるケースも見逃せない。複雑な利益相反事件におい

て、的確な判断を下すには一定の実務経験を積む必要がある場合もあるが、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの不足によりそのような暇のない会員もいる。

そこで、日弁連及び当会は、不祥事案には弁護士自治の確保のために厳正に対処する一方、会員が不祥事に陥らないためのサポート体制を整備している。

2 ライフプランの確立

預り金の流用事案では、すぐに返せるという安易な考えで道を踏み外しているケースが多い。しかし、人の金に手を付けようという思いが頭をよぎった時点で、既に他人の法律事務を処理できる状態ではない。いつか多額の報酬が入るといった根拠のない幻想にとらわれているようでは、法律事務を行う資格すらない。問題は、そこまで追いつめられる前の生活設計にある。そのため弁護士の生計をサポートするのが日本弁護士国民年金基金と小規模企業共済制度である。元気に働けるうちから老後の生活まで考えて、苦しくとも積み立てをすることは、他人の法律事務を扱うにふさわしい生活の余裕をもたらすことにつながる。特に、掛け金全額の課税所得控除は確実な実利である。

3 メンタルヘルス

常に紛争の中に身を置く弁護士には、強いストレスがかかっている。そして、ストレスの蓄積により、いつしかうつ病等の疾患に罹患する可能性が潜んでいる。そのため、日弁連及び東京都弁護士国民健康保険組合は、メンタルヘルスカウンセリングを設置している。ただ、うつ病に罹患した時点では、他人に相談しようという発想自体が浮かびにくい状態となっている。メンタルに不調を感じた時点での早めのカウンセリングの受診、

*1: 日弁連HP (HOME)日弁連とは>弁護士法・会則・会規等>第3部:会規>(は行)

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/rules/pdf/kaiki/kaiki_no_70_160525.pdf

*2: 日弁連HP (同>は行) https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/rules/pdf/kaiki/kaiki_no_44_160620.pdf

*3: 日弁連HP (同>き行) https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/rules/pdf/kaiki/kaiki_no_45.pdf

あるいはこのような制度の存在を親族に知らせておき、自分に何らかの兆候があったときはメンタルヘルスの利用を促すよう頼んでおく等の対応をしておく必要がある。

4 悩んだときは

不祥事回避の基本は自己研鑽であるとはいっても、具体的事件においては、社会正義の実現と依頼者の利益といったいくつかの要請が相対立する場面もあるし、弁護士職務基本規程に説明し尽くされていない限界事例も少なくない。そういった場面で悩んだときには、身近な同僚、同期や先輩等に相談することも一つの手段であるが、そのような機会がない場合には、若手向けのサポート制度である、日弁連の弁護士業務支援ホットライン、当会のチューター制度や若手相談室の活用を検討していただきたい。

また、ベテランを含めた弁護士の悩みを総合的にサポートする制度として、日弁連及び当会の会員サポート窓口がある。会員サポート窓口では、複雑な利益

相反事例への対応等の弁護士が直面する様々な問題へのアドバイスをっており、相談の中には、情を知らずにいった法律事務所が非弁提携事務所であったというような深刻な事例もある。

更に、弁護士を悩ます事象として、依頼者、相手方、事件関係者からの業務妨害という対外的な問題もあり得る。当会は、このような事態に備え、弁護士業務妨害対策の制度を設けている。

なお、各種相談の窓口は、2頁下段を参照されたい。

5 結語

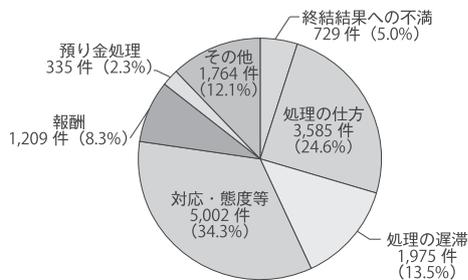
弁護士は、まずは自己研鑽により不祥事対策を怠らないように努める必要があるが、それでもどうしても困ったときには、日弁連及び当会の各種サポート制度を利用していただきたい。サポート制度を構成する弁護士、職員は、会員の皆さんに積極的に制度を活用してもらうことにより、不祥事根絶に一歩でも近づくことを願っている。

資料

2018年1月から12月に全国の弁護士会の市民窓口申し立てられた苦情

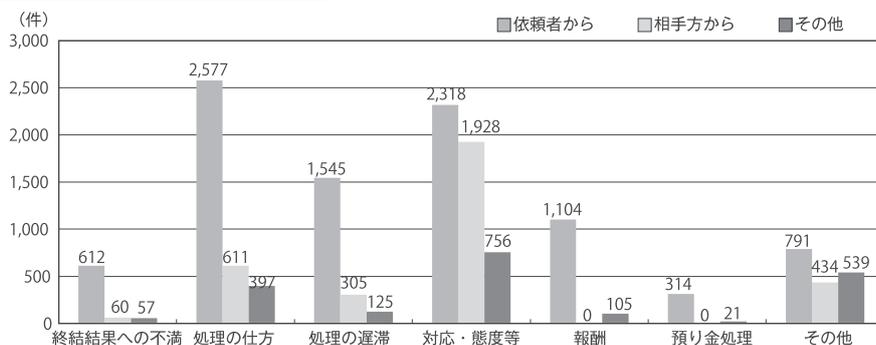
市民窓口苦情内容別内訳 (2018年)

2018年 市民窓口受付総件数
14,599件



【注】表示未満を四捨五入しているため、百分率の合計が100%と一致しない場合がある。

市民窓口申立人別内訳 (2018年)



* [弁護士白書 2019年版] 166頁より

非弁提携に陥らないための転ばぬ先の杖

非弁提携弁護士対策本部 副本部長 柴垣 明彦 (44 期)



1 はじめに

- (1) 弁護士として日々事件を処理し、弁護士会や外部の団体での活動などを精力的にこなしていると、自分が不祥事を起こすなどということは頭の片隅にもない方も多いと思う。また、登録直後の弁護士であれば、まさに懲戒処分などは別世界の話で、自分には全く関係がないと思っている方もいるだろう。
- (2) 確かに、多くの弁護士にとって懲戒処分を受けるといことはないまま、弁護士生活を終わる。しかし、年間に全国で100件前後の懲戒処分が言い渡されている事実はご存じだろうか。
- (3) この100件前後という数字を多いと見るか、少ないと見るか、その見方は分かれるかもしれないが、毎年100名前後の弁護士が懲戒処分を受けている事実は揺るがない。しっかりと、他山の石として、自らを省みていただきたい。

2 弁護士の落とし穴

では、懲戒処分にまで至ってしまう弁護士に何か特徴はあるのか。さすがに個人の資質の問題についての分析はないが、事例を検討すると、いくつかのパターンがあることがわかる。

(1) 一つ目は、事件放置から始まる落とし穴

市民窓口の苦情では、電話に出ないとか連絡をもらえないという苦情は弁護士経験を問わずかなり多い。たかが、電話に出ない程度と侮るなかれ。これが大きな不祥事につながる端緒の1つであることは経験則上明らかである。

どうということか。依頼事件について、調査が終わらない、書面ができていないという状態を受け、依頼者からの督促の電話に出るのが苦痛となる。だんだん、

電話の呼び出し音が怖くなり、ひいては事務所にも出てこなくなる。当然、事件処理は進まず、依頼者は当然のことながらさらに頭に血を上らせる。本当に悪循環に陥る可能性がある。

ここで、誰かの助けを受けることができれば幸いである。それがないままことが進むと、どうなるか。事件が進まない、事件が終わらない、報酬が入らない、しかし家賃や人件費など固定費は出ていく、預金通帳の底が見えてくると、預り金口座が魅力的に見えてくる、その魔力に勝てず預り金を流用してしまう。と、ここまでくると終わりである。

(2) 二つ目は、広告などから始まる落とし穴

弁護士は、従前は、一つひとつの事件を処理し、依頼者の信頼を得て依頼者からの口コミで仕事の幅が広がるというのが、典型的な仕事の拡大の方法であった。当然弁護士の広告は禁止されていた。しかし、2000年代に入り、弁護士広告が解禁され、様々な媒体を介して弁護士の業務広告が行われるようになった。皆さんは、弁護士の広告にも一定の規律があることはご存じだろうか。日弁連の「弁護士等の業務広告に関する規程」*1にあるので、しっかりと確認をいただきたい。

この広告であるが、規程があるにもかかわらずそれを無視したような広告が散見されている。たとえば、「30年の経験をもとに相談に乘ります」という広告があった。これをみれば、当然弁護士経験が30年あるベテランの弁護士の広告と想像する。しかし、調べてみると、この広告主は登録5年前後の30すぎの弁護士であった。広告には、「弁護士経験30年」とは記載されておらず、「30年の経験」としか記載されていない。確かに30歳を過ぎた弁護士であれば、生きてきた経験年数は30年を超えるかもしれないが、この広告は消費者というか、依頼者になるべき市民に対しては甚だ不適切な広告である。

*1：本特集3頁、注2) 参照

さらには、電話で事件の紹介をしたいという業者やインターネットで弁護士の情報提供をする業者からの勧誘も多い。インターネット上での弁護士情報提供に関しても、広告費名目で多額の費用を払うことでランキング上位になるようなシステムであると有償周旋の可能性が高くなり、非弁提携へとつながる恐れもある。この点にも日弁連の「弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に関する指針」*2があるので、確認をいただきたい。

(3) 相談することが大切

弁護士業務を営む中で、様々な勧誘を受けたり、新しい業務を開拓していくことは今後多くなるとされる。

自分の経験のみに頼るのではなく、少しでも「あれ」とか「大丈夫かな」と思ったら、先輩や友人にぜひ相談することである。それは、会派の先輩であってもよいし、委員会や学校の先輩などでも構わない。とにかく一人で悩まないことが大切である。そのような先輩や知人がいないとか、やはり相談すること自体が恥ずかしいということがある場合には、弁護士会でも相談窓口は用意されている。日弁連・当会の会員サポート窓口などである。

3 新型非弁提携の出現

(1) 非弁提携という、すぐに頭に浮かぶのは多重債務者の整理事件を紹介するといって近寄ってきた非弁業者との提携である。いわゆる、古典的な非弁提携といわれるものである。

このようなあからさまな提携の申し入れがなくなったわけではないが、近年はこれを広告業者や事務所運営の一部を外部者が請け負いますよという形で忍び寄ってくる、いわゆる新型非弁提携というものが増加している。

(2) 刑事事件として摘発される事例も

このような事例は、中堅や高齢会員ではなく、登録10年目くらいまでの若手会員が取り込まれていることが多いのでぜひ注意すべきである。詳しくは、石本会員の原稿に譲るが、弁護士業務自体がビジネスライクになり、いかに効率化して業務を行うか、

いかに宣伝広告をして集客するかということに意識が向く中で、「事務所を用意しました、事務職員も派遣します、宣伝広告も任せてください」という業者が現れている。すべてがアウトであるということではないが、弁護士が事件処理や金銭の流れをコントロールできているかが最大のポイントである。

2018年には、当会所属の弁護士法人及び代表弁護士が弁護士法違反で大阪地検に逮捕起訴され、有罪が確定した。この事件では、同時に当該弁護士法人に事件を紹介し、かつ、実際に和解交渉を行っていた業者も同様に弁護士法違反で起訴され、有罪となっている。ある意味、新型非弁提携の典型であった。

2020年7月になって、第一東京弁護士会所属の弁護士法人に破産開始決定が出されていることが判明し、その代表弁護士(当時)の説明では、過払い金の依頼者への返還ができておらず、他方、地方相談会のための広告・実施にかかる費用や事務所家賃、さらには人材派遣に伴う派遣費用などを特定の業者グループに支払い続け、預り金が大きく不足しているという事案が発生した。この事件については、まだ報道レベルの情報しかないところ、詳しい事情が判明することが期待される。

4 他士業とのワンストップと提携

前項で述べた非弁業者との提携問題と同時に、近頃は司法書士や税理士など他士業との連携をしている法律事務所も散見される。

弁護士業務を遂行する際、たとえば、相続や事業承継等の事件においては、司法書士や税理士と協議しながら事案を進めることが有益であることは間違いない。このような連携ができる人脈を持つことも弁護士の仕事を進めていく上では大切なことである。

他方、140万円を超える事件を司法書士から紹介を受けた弁護士が一定金額の紹介料を司法書士に支払って懲戒処分を受けたり、回収した過払金から一定額の弁護士費用を差し引いたうえで、依頼者に送金するのではなく、紹介を受けた司法書士に送金していた事例でも、懲戒処分が出ている。

* 2 : 日弁連 HP (HOME> 日弁連とは > 弁護士法・会則・会規等 > 第3部 : 会規 > は行)
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/rules/pdf/kaiki/kaiki_no_70_02.pdf

税理士法人との協働も、基本的に問題はないとも思われるが、たとえば、税理士法人のオフィスの一角に若手弁護士の机が置かれているだけで、情報の遮断措置などが一切取られていない例が報告されている。このパターンでは、弁護士が税理士法人に雇用されている場合と税理士法人と同じ名前の弁護士法人を設立して同一のグループを形成している場合があるが、いずれにしても弁護士職務基本規程18条上問題がある。また、相続の相談で訪れた相談者について、遺産分割が必要である場合に弁護士に紹介することもある。当該弁護士が、その税理士法人の使用人として採用されている場合には、遺産分割の相談はあくまで税理士法人としての相談となるため、仮に使用人である弁護士が相談を受けていたとしても、弁護士でない者(税理士法人)が法律相談を受け、遺産分割協議書を作成したということになる可能性が高い。他方、最近見られる税理士法人と同じような名称でグループとしての弁護士法人を立ち上げて、そこに紹介するということがある。その際、紹介料などが発生していなければよいが、仮にそうでないとしても、税理士法人からの紹介の場合と、税理士法人とは無関係に直接弁護士法人に対して依頼のあった場合の弁護士報酬の多寡に違いがあると、そこに実質的な紹介料があると認定される可能性が高くなる。

いずれにしても、他士業との連携自体は弁護士業務を遂行する上で有益であることは間違いなく、その際、名目を問わず実質的に紹介料の支払いとなるようなことや、報酬分配となるようなことのないよう、その際のお金の流れには細心の注意を払っていただきたい。

5 リーガルビジネスと非弁

近年は、AIを利用した様々な業態が出現している。法律の分野でも、その活用が検討されており、リーガルテックとして注目を浴びている。

このAIを利用した情報について、弁護士が自らの業務の補助として利用する限りにおいては、何ら問題がない。つまり、従前は判例集を自ら検索していたところを、AIを利用して業務を遂行することはその効率化という観点からも有益である。

気を付けるべきは、弁護士でない民間業者がこのAIを利用して法律事務を行う場合である。たとえば、

民間業者がAIを利用して契約書をチェックしますよという事業を始めたとき、これは問題ないのか。弁護士法72条の建付けは、弁護士でない者が法律事件に関する法律事務を取り扱うことを禁止しているが、この規定を常に頭においておくべきである。

このAIを利用して紛争解決を図る手法として、ODRが話題である。これは、アメリカにおいて越境消費者紛争について少額の事件をプラットフォームが解決する場を提供する形で行われているものである。原則的には、話し合いの場の提供にとどまり、双方当事者が話し合いをして紛争を解決するということであるが、その際、たとえば、同様の事例でこのような解決があったなどという情報をAIを利用して提供することも想定される。どこまでが可能なのか、どこから先はいわゆる鑑定にあたって弁護士法72条に抵触するのか、そのあたりの整理が必要である。政府は、2020年3月にODR活性化検討会において取りまとめを行っており、参考にされたい。

6 まとめ

以上のように、弁護士生活を無事に勤め上げるためには、一定の注意を払って仕事をすることは必要である。当会では、2017年と2018年に、「転ばぬ先の杖」という冊子を2冊作成している。1冊目は登録直後の若手向け、2冊目は中堅以上の弁護士向けになっている。

この冊子は当会のウェブサイト(会員ページ→委員会→弁護士不祥事防止研修教材等検討ワーキンググループで閲覧できる)に掲載されている。わかりやすく、簡潔に記載されているので、ぜひ目を通してほしい。非弁や非弁提携に限らず、弁護士としての注意点が適切に説明されていると自負している。



左:登録直後の若手弁護士向け
右:中堅以上の弁護士向け

懲戒処分の理由や市民窓口の苦情の多さなどがわかる資料が載っています。ぜひご確認ください!



弁護士倫理特別委員会副委員長 石本 哲敏 (42期)

1 はじめに

- (1) アウトソーシング (outsourcing) とは「外部調達、外注、業務の外部委託」をいい、業務の一部を外部の専門家に任せて、コスト削減をはかるとともに、業務の品質向上を図ることにより、事業者として競争力の向上が期待できるものであるといわれている。
- (2) 電話秘書サービスやウェブページ制作、コンピューター・システムの保守管理、会計や確定申告書の作成などを外部委託している会員も多いと思われる。
- (3) ところが、最近、広告会社の企業グループが、実質的に法律事務所を乗っ取り、事務所の預り金口座から高額な業務委託費を直接引き出したりして費消し、依頼者の預り金の返還が困難になって弁護士自身が破産するなどして大きな社会問題となった。
- (4) このような業者は、法律事務所に対する積極的な飛び込み営業を展開しており、アウトソーシングは、初期投資を抑えて依頼者を効率的に獲得し、売り上げを増やす手法であると説明するようである。
- (5) このため、アウトソーシング業者の見分け方や、問題のある業者と関わってしまった場合の対処について、不安を感じている若手会員が少なからず存在する。
- (6) アウトソーシング業者に関する情報提供を非弁護士取締委員会に期待する向きもあるようである。しかし、同委員会の非弁調査は、密行を保つことが義務付けられており（非弁護士取締委員会規則6条）、調査段階での情報共有はできない建付けになっている。また、東京では、一弁と二弁も独立して非弁調査を行っており、それらの情報を当然に共有することもできない。非弁護士取締委員会の調査情報だけでは、非弁業者についての情報を網羅できず、有用性は薄いのではないと思われる。
- (7) また、当会や日弁連で、アウトソーシング業者を審査し、優良業者に[Ⓔ]マークを認定することも一部で検討された。しかし、弁護士会では、人的にも物

的にも審査や調査をするのが困難なうえ、一旦[Ⓔ]マークを取得しても、その後非弁業者に変貌してしまうものを適時にチェックすることはほぼ不可能であるから、実現は困難なのではないかと思われる。

- (8) 結局、アウトソーシング業者の選別と非弁提携・事務所乗っ取りの回避は、会員自らの判断によって行わざるを得ない。なお、会員は、日弁連の会員サポート窓口*1で、弁護士倫理・非弁提携等各分野に精通した担当弁護士を名簿から選んで電話で相談をすることができる。契約前であれば、安心して相談できるであろう。
- (9) 本稿では、弁護士業務に関するアウトソーシングの限界について検討した上で、アウトソーシングする業務の態様と注意点を具体的に紹介し、アウトソーシングを通じて非弁業者と関わってしまった場合の対策を紹介することにより、自らの身を守る方策を検討する。
- (10) 本稿のうち意見にわたる部分は、いずれも執筆者の私見であり、所属委員会の見解等とは無関係である。

2 弁護士業務に関するアウトソーシングの限界

- (1) 弁護士は、委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重して職務を行わなければならない（弁護士職務基本規程22条1項）、事件の受任にあたっては、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法並びに弁護士報酬及び費用について適切な説明をしなければならない（同29条1項）。受任の際の説明は、依頼者が理解できる方法で、原則として直接面談して説明を行うべきである*2。
- (2) 特に、債務整理事件において、弁護士は、自ら債務者と面談をして、債務の内容、生活状況等を聴取しなければならない（債務整理事件の規律を定

* 1 : https://member.nichibenren.or.jp/nichibenrenjoho/support_lifeplan/support.html

* 2 : 日弁連弁護士倫理委員会「解説『弁護士倫理基本規程』第3版」107頁

める規程3条1項)。事務職員等を履行補助者として利用し、予備的な事情聴取をさせたとしても、一般には、その後自ら依頼者と面談して個々の・実質的に確認することが求められる*3。

- (3) 弁護士が法律事務処理において事務職員を履行補助者として用いることが許されるのは、非弁護士である当該事務職員(履行補助者)の行為において、法律事務に関する判断の核心部分が法律専門家である弁護士自身によってなされており、かつ、事務職員の行為が弁護士の判断によって実質的に支配されている場合に限られると解されている*4。ここから、依頼者からの実質的な事情聴取、事件処理方針の決定、報酬の決定、相手方との交渉(単なる事務連絡を除く)等事件処理の核心部分については、弁護士が自ら行わなければならないと解される。
- (4) そして、弁護士は、事務職員その他自らの職務に関与させた者が、その者の業務に関し違法若しくは不当な行為に及ぶことのないように指導及び監督をしなければならない(弁護士職務基本規程19条)。従って、弁護士としては、自ら指導監督ができる範囲で事務職員やアウトソーシング業者を用いるべきであり、その範囲を超えて依頼してはならない。さらに、それが名義貸しに至った場合は非弁提携となる(弁護士法27条)。

3 アウトソーシングする業務の態様と注意点

(1) 広告制作

- ① テレビ、ラジオ、ウェブ等弁護士業務広告の制作を外部委託できることに問題はない。
- ② しかし、弁護士業務広告は、弁護士等の業務広告に関する規程*5および業務広告に関する指針*6を、ウェブ広告の広告主が弁護士以外のものである場合は、弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に

関する指針*7を遵守しなければならない。弁護士は、広告の制作を業者任せにしてはならない。なお、初歩的な説明としては、LIBRA2017年3月号特集「若手セミナー 効果的な広告戦略と落とし穴」*8、非弁提携弁護士対策本部の委員会ブログ*9を参照されたい。

- ③ 広告が景品表示法に違反しないようにすることも当然である。期間限定で着手金を無料または値引きするなどという広告を、当該期間満了後何度も繰り返していた弁護士法人が有利誤認表示(旧景品表示法4条1項2号、現同法5条2号)をしたとして消費者庁から措置命令を受けて社会の耳目を集め、その後、弁護士会でも懲戒処分を受けた例がある。
- ④ 広告の制作を単発でアウトソーシングする場合、事務所乗っ取りの問題は起こりにくい。しかし、広告の反響に対応して法律相談予約を電話で受け付ける事務職員の労働者派遣や、コールセンターへの委託を併用することには注意を要する。受任ごとに報酬を定める業者との広告契約は事件有償周旋による非弁提携であると評価されうる。コールセンターで相談予約を受けようになると、弁護士の目の届かないところでオペレーターによる事情聴取が行われ、弁護士の出頭を要しない過払い金請求と任意整理のみを受任し、「裁判所の手続きの場合、別途1回〇〇万円の日当がかかります」などと申し向けて、破産や個人再生の手続きを事実上受任拒否することにより、非弁護士だけで事件処理をする体制が構築されるケースが見受けられる。
- ⑤ このような大量受任のスキームの場合、委託者である弁護士には、自ら事件処理に当たる相当数の弁護士と事務職員、過払い金計算や債権者への通知文書作成や細かい出入金の管理や給与計算・経費管理をするシステム、そしてそれら機材と人員を収容するに足りる広さの事務所といった、事件処理をできる体制を構築していることが必要である。
- ⑥ 弁護士がそういったインフラを持っていない場合、

*3：日弁連「解説 債務整理事件処理の規律を定める規程」22～23頁

https://member.nichibenren.or.jp/minji_kaji/jigyousaisei/documentFile/saimuseirikitei.pdf

*4：日弁連「解説 債務整理事件処理の規律を定める規程」19～20頁

https://member.nichibenren.or.jp/minji_kaji/jigyousaisei/documentFile/saimuseirikitei.pdf

*5：本特集3頁、注2) 参照

*6：同3頁、注3) 参照

*7：同6頁、注1) 参照

*8：https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2017_03/p02-22.pdf

*9：<https://www.toben.or.jp/know/iinkai/hibenteikei/>

必然的に、事務職員の労働者派遣により、債権者との連絡や過払い金や分割弁済金の入出金、複雑化した事務所の経理を担当する事務職員などを受け入れることになる。ここまでくると、事務所を非弁護士に支配される可能性が高くなる。この上に、過払い金の計算や債務整理の分割弁済を管理するシステムの使用、これら人員や機材を収納する事務所の転貸までも依頼するとなると、弁護士は、非弁業者に名義を貸して、例えば債務整理事件であれば弁護士は極めて安い手取りで受任時の面談義務履行を形式的に担当するだけで、あとは非弁業者が事件処理を行い、挙句の果てには預り金を勝手に費消されてしまい、懲戒や破産を余儀なくされるに至る場合があるようである。

(2) 法律相談会の企画・運営

- ① 弁護士の少ない地方都市における債務整理の無料法律相談会の連続開催を企画し、会場として公民館等を予約し、新聞・テレビ・ラジオ・チラシ・街宣・ウェブ等で広告し、予約専用電話等で相談予約を受け付け、弁護士による相談スケジュールを策定し、相談会場での受付と委任契約書類等の準備をするなどの業務のアウトソーシングは、手っ取り早く大量の事件依頼を獲得する手法に見えるが、落とし穴も多い。
- ② この手法は、テレビやラジオを使った全国的な広告よりはるかに規模が小さいものの、大量受任・大量処理のスキームであるから、弁護士には、大量の事件処理をこなすための人的・物的インフラが必要である。これがない場合は、広告による大量受任の場合と同様、事務員の派遣、システムの利用による事務所の乗っ取りの問題が発生する。
- ③ 仮にその事件処理と事務所の経理を自らできていても、債務整理事件の報酬は受任後時間をかけて入金されるのに対し、広告料等は即時に発生し、しかも相当高額であることが多いので、このような業者と縁を切るのは難しい。

(3) ウェブサイトの制作

- ① ウェブサイトの制作は、ドメインの取得管理、画面の設計やデザインといった専門的な技術が必要であり、外部委託するのが一般的である。法律事務所においても、その点は変わらない。
- ② さらに、事務所のウェブサイトにより顧客を効率的に誘引するためのSEO^{*10}やリスティング広告^{*11}の導入も専門的な技術が必要であり、外部委託することになる。もっとも、それらの料金は非常に高額になることが多く注意が必要である。
- ③ これに加えて、様々な施策によりアクセス数を増やし、相談申込専用電話を設定し、電話担当専門の事務職員の派遣を受けたり、コールセンターの利用契約をする場合には、さらに危険が高まる。そして、受任件数や受任報酬額により委託報酬が決まってくると、単なる弁護士業務広告の委託では済まず、事件有償周旋による非弁提携の疑いが高まる。

(4) 電話営業

- ① ウェブサイトに「過払い金チェックサービス」、「債務整理診断」などといった、閲覧者が氏名や電話番号を入力して過払い金や債務整理手続きについての問い合わせを送信するフォームを設けている場合がある。
- ② これに対応して問い合わせをしてきた閲覧者に対し、直接電話をかけて、依頼を勧誘する、いわゆるアウトバウンドセールスをアウトソーシングしているケースが散見される。
- ③ しかし、このような行為は、面識のない者に対する電話による広告を禁止する、弁護士等の業務広告に関する規程5条1項^{*12}に違反する。これは、面識のない弁護士等から電話を受けること自体が相手方に奇異な感情や不快感を生じさせることが多いと認められることによる。

(5) 電話秘書

- ① 不在時の事務所への電話を転送で受け、代わり

* 10：検索エンジン最適化。インターネットの検索サイトが使っているソフトの原理を分析し、キーワード検索をしたときに特定のウェブサイトが検索サイトの上位になるよう設計する技術（自由国民社「現代用語の基礎知識2021」290頁）

* 11：ユーザーの検索した単語に適合する広告を表示し、クリックされた回数に応じて広告料金を支払うシステム（秀和システム編集本部「最新基本パソコン用語辞典第5版」320頁）

* 12：5条1項 弁護士等は、面識のない者（現在及び過去の依頼者友人親族並びにこれらに準じる者以外の者をいう。以下同じ。）に対し、訪問又は電話による広告をしてはならない。ただし次に掲げる場合はこの限りでない。

1 法律事務の依頼を希望する者から請求があった場合

2 刑事事件又は少年事件について、本人以外の弁護人選任権又は付添人選任権を有する者から請求があった場合

3 公益上の必要があるとして所属弁護士会の承認を得た場合

に要件を聞いてメールや電話で伝達するサービス。利用している小規模事務所も多いと思われる。事務職員を雇うよりも安価に電話対応が可能になるメリットがある。

- ② この電話秘書も、単発で電話秘書の専門業者にアウトソーシングしている限り、危険は少ないと思われる。
- ③ ただし、法律事務所には、依頼者や事件関係者からの電話もかかってくるのであるから、業者との間で秘密保持義務についての取り決めを忘れてはならない。
- ④ なお、24時間対応の電話秘書サービスを契約して法律相談予約を受け付けるような場合、受け付けるのは法律相談の予約であって法律相談そのものではない。広告やウェブサイト「法律相談24時間365日対応」などと表示すると、あたかも、法律相談を24時間365日受けられるかのように誤認され、違法広告となり得るので（弁護士等の業務広告に関する規程3条2号）、あくまでも受け付けるのは、法律相談の予約である旨を広告やウェブサイトに明記しておく必要がある。

(6) 弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載

- ① 弁護士情報提供ウェブサイトとは、弁護士情報を、インターネットを利用して市民が閲覧することができる状態に置いてこれを掲載しているウェブサイトという（弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載に関する指針2項(3)）。弁護士紹介サイト、弁護士ポータルサイトなどとも呼ばれる。広い分野の依頼を集めようとする「総合型」と、債務整理、離婚、交通事故、刑事、相続等特定分野の依頼を集めようとする「案件特化型」があるとされ、多数のサイトが存在する。
- ② 弁護士情報提供ウェブサイトへの掲載にあたっては、広告制作で述べたのと同様の問題がある。それ以外にも、以下のような場合は、違反広告となる可能性があるため注意していただきたい。
 - (ア) 同じ弁護士が複数のサイトに掲載している場合で、同様の事件の弁護士報酬額の掲載内容が矛盾している。
 - (イ) 同じ弁護士が、複数の案件特化型サイトに掲

載され、異なる分野で専門チームのメンバーとして掲載されている。

- (ウ) 解決事例として、同じサイトの他の弁護士と同じ事例が記載されている。

(7) 不動産仲介

- ① 弁護士が、遺産分割や任意整理の過程で、依頼者の所有する不動産を処分するにあたり、不動産業者に買主の探索を依頼することは至極当然の行為である。
- ② 不動産売買契約が成約した場合、仲介手数料から紹介手数料を支払うとして、顧客の紹介を勧誘するダイレクトメールが不動産業者からしばしば届くが、自己の依頼者を不動産業者に紹介して紹介料を受けたことを理由として懲戒処分を受けた会員もあり、会員に対する注意喚起もなされている*13の注意をしておいていただきたい。
- ③ 弁護士職務基本規程13条2項は「弁護士は、依頼者の紹介をしたことに対する謝礼その他の対価を受け取ってはならない。」と規定する。ここにいう「依頼者」の解釈には争いがあるが、日弁連弁護士倫理委員会「解説『弁護士倫理基本規程』第3版」30頁は、紹介を受ける側（＝不動産業者）にとっての依頼者も含むとの見解を採用している。

(8) 労働者派遣

- ① 派遣会社がその雇用する派遣労働者を派遣先に派遣して、派遣先の指揮命令の下で業務に従事させること（労働者派遣法2条1号）。人手不足が深刻になる中、専門的な経理や給与計算業務で利用している事務所もあると聞く。派遣会社の利益が加わる分、時給は高くなるが、募集・採用・教育の手間が省けるというメリットがある。
- ② 労働者派遣についての注意すべき類型は、やはり、広告や法律相談企画のアウトソーシングに伴って事件を大量受任・大量処理する際に、弁護士がそれをまかなうインフラを保有していない場合に、同じグループ企業から労働者派遣を受けることに尽きる。
- ③ 電話対応、文書作成、予備的事情聴取、対外的な事務連絡といった業務については、弁護士が指揮監督できる範囲内で担当させるなら問題ない。それを超えて、依頼者からの詳細な事情聴取、受任・

*13 : https://www.toben.or.jp/members/news/post_813.html

処理方針決定、交渉を含む対外折衝までを担当することになると、弁護士が本来やらなければならないことを丸投げしたことになり、事務職員任せ（＝名義貸し）の非弁提携と評価される可能性が高くなる。

- ④ さらに、経理や採用、給与計算まで派遣労働者が担当することになると、弁護士が自ら事件処理したのは形式的な受任時の説明だけとなってしまい、挙句の果てには派遣労働者に弁護士の給与まで決められていたというケースもあるという。特に、派遣料は、派遣元の利益が加算されるため直接雇用よりも大幅に高くなるから、利用した弁護士に対する拘束がさらに厳しいものになる。

(9) レンタルオフィス

- ① 共有の会議室や応接室、複合機の利用、受付の来客対応等のサービスにより、通常のオフィスを借りる場合に比べて賃貸面積を減らして賃料を抑えたとともに、事務所開設にかかる初期投資を抑えた貸事務所。
- ② 独立開業する場合の大きな障壁が、オフィス賃借に伴う保証金、内装費、OA・備品費等の初期費用と、事務職員の採用であるから、それら負担を大幅に抑制できるレンタルオフィスはとて魅力的である。
- ③ レンタルオフィスにもいろいろな形態があるが、気を付けなければならないのは、弁護士法20条から導かれる弁護士の法律事務所設置義務*14と同23条の秘密保持義務との関係である。弁護士が職務上知りえた秘密を保持するには、弁護士の執務室が施錠可能であるなど、外部の者や他の施設利用者が容易に立ち入れない構造のものである必要があると解される。また、2007（平成19）年3月、依頼者の身元確認及び記録保存に関する規程が制定され、弁護士は、一定の場合に依頼者の本人確認や記録保存等が義務付けられ、秘密保持義務を遵守しつつ記録保存ができるような法律事務所設置の必要があることが明確化されたといわれている。同規程は、2012（平成24）年、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程に改められ、同規程はさらに2017（平成29）年改正により、弁護士会に弁護士に対する規程等の実施状況につい

での助言や報告を求めることができる旨を規定するに至った（同規程12条）*15。

- ④ このため、オープンオフィスや他の利用者が容易に執務机を見ることが出来る自習室のようなスペースは、秘密保持義務を果たせず、法律事務所にふさわしくないと解される。
- ⑤ なお、広告や法律相談会の企画運営をしているアウトソーシング業者が事務所の一部を法律事務所に転貸することがある。これは、受任した大量の事件を処理するための人的・物的インフラを有しない弁護士に対して、初期投資をかけずに、広いスペースに移り、そこで派遣社員等に事件処理や経理を処理させるために行われる。しかし、この場合の転貸賃料は極めて高額に設定されることが多く、アウトソーシング業者による弁護士への経済的拘束をさらに強め、弁護士は何らの発言力も持たなくなる。アウトソーシング業者の事務所の賃借人になるのは危険である。

(10) コールセンター

- ① 電話とコンピューター技術を融合して、効率的に顧客への電話対応を行う設備。オペレーターは電話を受けると同時に、顧客の購買・取引履歴を参照しながら電話応答できる*16というもの。依頼者の獲得や債権回収の督促のために利用される。
- ② 多数かつ定型的な債権回収業務を病院、通販会社、インターネットサービス業者、クレジット会社などから受任し、督促葉書の発送や電話での督促を行う弁護士が、コールセンターを利用する場合がある。
- ③ コールセンターについては、「電話で荒い言葉遣いをされた」、「弁護士と話がしたいといっても応じてくれない」、といった苦情が市民窓口寄せられ、各種調査の端緒となっている。また、扱っている案件数に対してオペレーターや電話回線が少ない場合、「いつ電話をしても話し中である」という苦情が寄せられ、対応を求められることもある。
- ④ オペレーターを含め、事務職員等自らの職務に関与させた者に対する指導監督は弁護士の義務である（弁護士職務基本規程19条）から、言葉遣いを含めてきちんとさせなければならない。また、相手方から弁護士と直接話したいとの要望が寄せられた場合は、

* 14：日弁連調査室『「条解弁護士法」第5版』152～153頁

* 15：https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/rules/kaiki/kaiki_no_95.pdf

* 16：日本経済新聞社「2001年版経済新語辞典」140頁

これに迅速に対応できるようでないと、コールセンター業者任せ（＝名義貸し）の非弁提携を疑われる。

- ⑤ テレビやラジオのコマーシャルにより、債務整理事件やB型肝炎事件の相談者を大量に誘引する際に、専用の電話番号を設定した上で、外部のコールセンターが利用される場合も散見される。
- ⑥ この場合、オペレーターは、相談者から予備的な事情聴取をして記録し、弁護士による相談の予約または弁護士に電話をかわるのが本筋である。ところが、非弁業者の場合、オペレーターは相談者から詳細な事実関係の聴取をする際に、受任できるか否かの判断までを行い、受任できると考えたものについてのみ弁護士との相談をセッティングして、形式的に弁護士による説明義務を満たそうとする。
- ⑦ いずれにせよ、外部のコールセンターを利用するという事は、事件を大量受任・大量処理するという事である。その処理に足りるインフラを弁護士が持っていない場合は、それらインフラについてもアウトソーシングせざるをえなくなる。そうすると、弁護士は、関係者に対する指導監督義務を果たせなくなって、名義貸しによる非弁提携に陥る可能性が高くなる。

4 アウトソーシングにより非弁業者と関わってしまった場合の対策

- (1) 非弁業者と関わってしまった場合の対応の基本は、資金を確保しながら非弁業者との関係を断つことに尽きる。
- (2) 広告や法律相談会の開催についてアウトソーシングしていても、事件処理と資金管理を自分でできているのであれば、非弁業者との関係を断つことは十分に可能である。
- (3) もっとも、業務委託契約を解約すると、違約金等請求の訴えを提起されることもある。この場合は一人で対応せず、会派に属しているのであれば会派の先輩に相談し、属していないのであれば、ノーアポでも構わないから、理事者室を訪ねて、秘書課の職員に、非弁業者との関係を断つ相談をしたいと申し向けていただきたい。自らが当事者となっている事件で冷静で適切な対応をすることは困難であり、きちんと対応すれば勝訴できる訴訟に敗訴することが散見されるからである。
- (4) これに対し、労働者派遣等により、事件処理自

体と、経費・報酬、預り金の管理まで非弁業者が行っている場合は、非弁業者との関係を断った後の事件処理が困難になるから、無傷で脱出することは難しい。ただ、方法がないわけではない。自らの負債や刑事事件リスクを考えたときには、それでも早期脱出が望ましいことは間違いない。

- (5) さらにまずいのは、非弁提携に手を染めていることが分かったのに手をこまねいて被害を拡大させることである。預り金の返還が遅滞し、依頼者からの苦情が市民窓口に殺到して、預り金欠損が明らかに疑われる事態に至ってしまうと、もはや軟着陸は不可能となる。弁護士会としても、対象会員に手を差し伸べるのは困難となり、事態の早期収束と被害拡大の防止のため、非弁提携調査とそれに続く会立件・事前公表を検討せざるを得ない。内部告発等がなされている場合には、強制捜査や刑事訴追の可能性もある。

5 むすび

結局、アウトソーシング業者への委託の限界といっても、法律事務処理の核心部分を弁護士自らが行っているかどうか、という極めて基本的な視点で判断することになる。現時点では、以下の各点が、事務職員・アウトソーシング業者といった履行補助者の利用の妥当性についての判断ポイントになろうかと思われる。心当たりのある会員は、チェックしてほしい。

- (1) 依頼者からの実質的事情聴取、事件受任・事件処理の方針決定等法律事務の核心部分の判断を弁護士自らが行っていること。
- (2) 依頼者や相手方から弁護士から説明を聞きたいと言われたときにすぐに対応できること。
- (3) 個別の事件の進捗状況を弁護士自らが的確に把握していること（パソコン等を操作して事務職員の介助なく事件を検索できること）。
- (4) 弁護士がアウトソーシング業者や派遣社員による業務遂行を適切に管理監督できていること。
- (5) 収入・経費・預り金の通帳と印鑑（インターネットバンキングであればIDとパスワード）を弁護士自らが管理していること。
- (6) 事務所で管理する資金の入出金を自ら把握でき、預り金の残高に相応する預り金口座の預金残高が現実に存在すること。

1 委任契約書は作成義務がある

(1) 近時の懲戒事例から

近時の懲戒事例には、事件を受任する際に、委任契約書の作成をしていなかったという事案がよくみられる。

この委任契約書の作成をしていなかった事案の中には、弁護士報酬等についての説明をしていないものも多い。

委任契約書は、依頼者と弁護士との関係を規律する基本的な内容を定めるものであり、今一度、委任契約書に関する規定を確認いただきたい。

(2) 委任契約書の作成義務

まず、弁護士職務基本規程30条1項本文は、「弁護士は、事件を受任するに当たり、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない」と規定して、弁護士に委任契約書の作成義務があることを明記している。

また、委任契約書を作成することに困難な事由があるときは、その事由がやんだ後に作成することとされている（同項ただし書）。

例外的に、「法律相談、簡易な書面の作成又は顧問契約その他継続的な契約に基づくものであるときその他合理的な理由があるときは、委任契約書の作成を要しない」（同条2項）こととされている。ただし、委任契約書の作成をしなかった場合には、弁護士がその合理的な理由を十分説明できなければならない*1とされていることに留意する必要がある。

(3) 何を記載すべきか

では、委任契約書には、何を記載すべきか。

委任契約書には、「受任する法律事務の表示及び範

囲、弁護士等の報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期、委任事務の終了に至るまで委任契約の解除ができる旨並びに委任契約が途中で終了した場合の清算方法」（弁護士の報酬に関する規程5条4項）を記載しなければならない。

なお、委任契約書の書式例は、日本弁護士連合会のホームページの会員サイト*2をご参考いただきたい。

(4) 受任時の説明も忘れない

事件を受任する際は、委任契約書を作成すれば足りるというわけではない。

「弁護士は、事件を受任するに当たり、依頼者から得た情報に基づき、事件の見通し、処理の方法並びに弁護士報酬及び費用について、適切な説明をしなければならない」（弁護士職務基本規程29条1項）こともよく押さえておく必要がある。

2 預り金の清算は 依頼者と十分協議の上で

(1) 近時の懲戒事例から

預り金に関する懲戒事例としては、事件が終了したにもかかわらず預り金の返還をしなかった事案や、報酬について依頼者と合意がないにもかかわらず弁護士が一方的に報酬金額を定めて預り金と相殺したという事案がみられる。

(2) 預り金は返還義務がある

まず、預り金の返還義務があることについては、弁護士職務基本規程45条が「弁護士は、委任の終了に当たり、委任契約に従い、金銭を清算した上、預り金及び預り品を遅滞なく返還しなければならない」と規定しているとおりである。

* 1：日弁連弁護士倫理委員会編著『解説 弁護士職務基本規程（第3版）』109頁（日弁連、2017年12月）

* 2：日弁連HP（HOME>業務関係>事務所運営>事務所経営・採用>弁護士報酬について（会規・書式））

https://member.nichibenren.or.jp/gyoumu/jimusho_unei/keiei_saiyou/hoshu.html

(3) 相殺の可否

では、仮に、依頼者が弁護士報酬を支払わない場合に、弁護士が弁護士報酬請求権と依頼者に対する預り金返還債務とを相殺できるだろうか。

この点、「相殺に際しては、報酬額が委任契約書において明確に定められていることが必要であり、さらに依頼者との十分な協議を経たうえでのやむを得ない最終的手段として考慮すべきもの」*3とされている。

したがって、安易に相殺して依頼者とトラブルとなることのないよう十分留意する必要がある。

3 報酬設定は、適正かつ妥当なものを

(1) 近時の懲戒事例から

弁護士報酬に関する懲戒事例としては、当該事案に照らして過大な着手金や過大な報酬金の請求をした事案や、弁護士が報酬基準よりも大幅に上回る金額の弁護士報酬を請求し受領した事案がみられる。

(2) 報酬設定についての規定

弁護士は、「経済的利益、事案の難易、時間及び

労力その他の事情に照らして、適正かつ妥当な弁護士報酬を提示しなければならない」（弁護士職務基本規程24条）とされている。

そのため、たとえ委任契約書を作成し依頼者が弁護士の提示した弁護士報酬に合意していたとしても、「経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情」からみて、「適正かつ妥当」と評価されない場合がありうることに留意が必要である。

何が「適正かつ妥当」であるかは、具体的な事案ごとに検討するほかないが、たとえば、「勝訴の見込みや必要性が薄い請求を本来の請求に加えて過大な着手金を算定するような場合（たとえば、通常の損害賠償請求に、認容される可能性が低い制裁的な巨額の慰謝料を加えて請求額を拡張し、これを基準に着手金を算定する場合）は、『適正かつ妥当』でないこともある」*4とされている。また、何が「適正かつ妥当」であるかについて、2004年（平成16年）4月1日から廃止された日本弁護士連合会の報酬等基準規程が参考となるとの指摘がある*5ことも参考いただきたい。

Column

「非弁行為」と「非弁提携」の関係

「非弁行為」は、弁護士でない者（非弁護士）が法律事務を取り扱うことまたは法律事務を有償で周旋することをいう（弁護士法72条、罰則規定は同77条3号）。

「非弁提携」は、弁護士が、弁護士法72条から74条に違反する者（非弁業者）から、事件の周旋を受け、またはこれらの者に名義を貸すことをいう（弁護士法27条、罰則規定は同77条1号）。こちらは、弁護士の身分を有することが犯罪成立の要件となる真正身分犯である。

例えば、非弁護士が、弁護士に対し、法律事務を有償周旋した場合、非弁護士の行為は非弁行為となり、弁護士の行為は非弁提携となる。

また、弁護士が、非弁護士に対し、名義貸しをして法律事務を取り扱わせた場合、弁護士の行為は非弁提携となり、非弁護士の行為は非弁行為となる。

当会においては、非弁行為の取り締まりは非弁護士取締委員会が、非弁提携の取り締まりは非弁提携弁護士対策本部が、それぞれ担当している。

文責：石本 哲敏（弁護士倫理特別委員会副委員長）

*3：日弁連弁護士倫理委員会、前掲注1）、131頁

*4：日弁連弁護士倫理委員会、前掲注1）、69頁

*5：官澤里美著『弁護士倫理の勘所 ～信頼される弁護士であるために～』78頁（第一法規、2015年4月）

Part 4

相続に関する利益相反等

弁護士倫理特別委員会副委員長 矢野 亜紀子 (61期)

1 複数当事者からの受任

(1) 想定事例

遺産分割において、複数の相続人（例：A, B, C, D）が存在し、グループに分かれて（例：AとBのグループと、CとDのグループ）争っている、といった事例はよくみられる。

このような場合に、その一つのグループに属する複数の相続人（たとえばAとB）から遺産分割調停事件の依頼をされた場合、弁護士としてはどのような点に留意すべきだろうか。

(2) 受任時の留意点

弁護士が利益の相反する事件について職務を行ってはならないことは、弁護士の基本的かつ中核的な義務の一つとされている*1。

上記の例は、複数の当事者から事件を依頼されており、まさに利益相反が問題となりうる場面である。そのため、弁護士としてはまず、当該グループに属する複数の相続人に利害の対立がないことを確認すべきことはもちろん、当該事案について、そもそも複数の相続人から事件を受任するか否かを十分検討する必要がある。

その上で、仮に弁護士が複数の当事者から事件を受任することとした場合に、事件受任時の説明義務があることは、弁護士職務基本規程32条が、「弁護士は、同一の事件について複数の依頼者があってその相互間に利害の対立が生じるおそれがあるときは、事件を受任するに当たり、依頼者それぞれに対し、辞任の可能性その他の不利益を及ぼすおそれのあることを説明しなければならない」と規定しているとおりである。

(3) 利害対立が生じた場合

その後、遺産分割調停を進めるうちに、依頼者であ

る複数の相続人の間で利害対立が生じることもありうると思われるが、そのような場合に弁護士がとるべき措置について、弁護士職務基本規程42条は、「弁護士は、複数の依頼者があって、その相互間に利害の対立が生じるおそれのある事件を受任した後、依頼者相互間に現実に利害の対立が生じたときは、依頼者それぞれに対し、速やかに、その事情を告げて、辞任その他の事案に応じた適切な措置を採らなければならない」と規定していることにも留意する必要がある。

2 遺言執行者に就任した場合

(1) 想定事例

弁護士が遺言執行者に就任した場合に、当該相続財産をめぐる複数の相続人間の紛争について特定の相続人の代理人となることができるか。

また、遺言執行が終了しているか否か、遺言執行者の職務内容に裁量の余地があるか否かによって結論が変わりうるか。

(2) 現在の議論状況

ア 何が問題となるか

この問題については、日弁連懲戒委員会の議決例がいくつかあり、様々な議論があるが、遺言執行者が特定の相続人の代理人となることについては、遺言執行者の中立性、公正性に対する信頼の確保という観点から、弁護士職務基本規程に抵触する可能性が高いと考える。

なお、弁護士職務基本規程の根拠については、過去の日弁連懲戒委員会の議決をみると、弁護士職務基本規程5条（信義誠実）及び6条（名誉と信用）の問題として捉える見解と、利益相反の問題として捉える見解があるといわれている*2。

*1：日弁連弁護士倫理委員会編著『解説 弁護士職務基本規程（第3版）』76頁（日弁連、2017年12月）

*2：日弁連弁護士倫理委員会、前掲注1）、98頁

イ いかなる場合でも「非行」となるか

では、遺言執行者が特定の相続人の代理人となれば、いかなる場合でも「非行」（弁護士法56条1項）となるのだろうか。

この点については、『解説 弁護士職務基本規程（第3版）』が、「単に遺言執行者が一部相続人の代理人になった場合には、直ちに弁護士の非行とするのではなく」*3、当該事案ごとに実質的に判断されるべきと述べる。

しかし、同書は、上記に続けて、「遺言執行が終了していない時点においては、一部の相続人の代理人に

なるのは差し控えるべきであるといわざるを得ない。また、遺言執行が終了した後であり、かつ遺言執行者に裁量の余地がない場合であっても、少なくとも当事者間に深刻な争いがある、話し合いによる解決が困難な状況においては、遺言執行者に就任した弁護士が一部の相続人の代理人となることは、やはり差し控えるべきであろう」*4と述べていることからすれば、やはり慎重な対応が求められると考える。

なお、遺言執行者の問題に関しては議論の多いところであるので、今後の動向にも留意していく必要があるだろう。

Column

営業電話や飛び込み営業の見極め方

最近、弁護士に対し、非弁業者からも、そうでない業者からも、「広告を出して集客しませんか？」という営業電話や飛び込みセールスが頻繁に行われている。

このようなセールス活動が、非弁業者によるものかどうかの見極め方はあるのだろうか。

ウェブサイトが立派だとか、持参したパンフレットが立派だといったことは全くあてにならない。先日も、立派なパンフレットを持参した営業担当者が、筆者の事務所へ飛び込み営業に来たことがあった。その業者は、たまたま筆者が調査を担当していた事件有償周旋による非弁提携事案における非弁業者であった。その営業担当者は、筆者に対し、「当社は非弁とは関係ありません」と胸を張って言っていた。非弁業者には、弁護士を奴隷のように使って儲けている者もあり、金のかかったパンフレットを製作することなど容易である。

ただ、次のようなことは言えるかもしれない。

- 1 「弁護士専門の集客コンサル」と言われれば、非弁業者が、パラサイト先の弁護士が取り締まりや捜査の対象になったために、新たなパラサイト先を探しているのだと想像することができる。
- 2 「弁護士、司法書士、税理士など士業向け集客コンサル」と言われれば、非弁のイメージは薄れるが、司法書士からの140万円超え事件の周旋を仲介していることがあるから、油断はできない。
- 3 セールストークで、「契約すれば、〇〇事件を〇件紹介します」とか、「先生に依頼したいという〇〇事件の依頼者がいます」、「契約コースにより、おおむね〇件、依頼者とのマッチングがあります」などという言葉が出てくる場合、それは、事件の周旋を意味する。営利を目的とする会社が何らの対価を伴わない活動をするとはあり得ず、これら依頼者の紹介は、有償性が推認されるから、非弁業者であることを疑うべきである。

文責：石本 哲敏（弁護士倫理特別委員会副委員長）

*3：日弁連弁護士倫理委員会、前掲注1）、99頁

*4：同上

1 準備書面等の表現には十分留意する

(1) 問題のある行為

弁護士には、「職務の内外を問わずその品位」(弁護士法56条1項)を保つべき義務があり、裁判手続であるか否か、口頭であるか書面であるかを問わず、その言動には十分留意すべきである。

ところが、近時、弁護士が、裁判や準備書面等において相手方等を誹謗中傷したり名誉を毀損する言動をしたりして、「品位を失うべき非行」(弁護士法56条1項)として懲戒処分を受ける例がある。

(2) 訴訟における弁論活動

ア 過去の懲戒事例から

では、準備書面等における言動について、過去の懲戒事例では、どのような場合に「品位を失うべき非行」(弁護士法56条1項)と判断しているであろうか。

たとえば、準備書面の記述が問題となった事案において、「訴訟における弁論活動は、その中に相手方やその代理人、証人等の関係人の名誉、信用を傷つけるような部分があったとしても、それが当該訴訟において必要であり、やむを得ない弁論活動と認められる限り許されるものと解され、かつその許される範囲は相当広いものと解すべき」*1としつつも、「弁論活動も、無制約に許容されるものでないことはいうまでもなく、そこには自づから一定の限界がある。例えば、当初から相手方の名誉、信用を害する意図で、ことさら虚偽の事実、当該事件と何ら関係のない事実を主張したり、そのような意図がなくとも、訴訟遂行上の必要性を超えて著しく適切を欠く表現、方法、態様で主張し、相手方の名誉、信用を著しく害する場合などは、訴訟活動として認められる限界を逸脱するものとして

許されない」*2と判断された事例は参考となる。

イ 損害賠償請求を受ける可能性も

準備書面等における行き過ぎた言動は、懲戒の対象となりうるのみならず、不法行為として損害賠償請求を受ける可能性もある。

民事訴訟における訴訟活動が不法行為に当たるかが問題となった裁判例には様々なものがある。この点、複数の裁判例を詳細に検討した上で、いかなる場合に名誉毀損となるかにつき、「①当初から相手方の名誉を毀損する意図でことさら虚偽の事実を主張する場合、②名誉を毀損する意図で訴訟上主張する必要のない事実(関連性のない事実)を主張する場合、③名誉を害する意図がなくとも、表現内容、方法、態様が著しく適切さを欠く非常識なもので相手方の名誉を著しく害する場合は社会的相当性を欠いて違法性を帯びるとされているといえる」*3と分析しているものがあり参考いただきたい。

なお、過去の裁判例については、「①相手方を犯罪者扱いする記述・発言、②裁判所において虚偽の陳述や虚偽の証拠提出をしているとの記述・発言、③人種差別、女性差別に関する記述・発言が、名誉毀損とされることが多い」*4と指摘されている。

(3) 慎重な言動を心がける

仮に、弁護士が相手方等とのやり取りの過程で感情的になることや、準備書面等において過激な表現をするよう依頼者から求められることがあっても、冷静に対応することを心がけるべきである。

たとえば、交渉等の際には一呼吸置いてから対応したり、裁判所内外で書面等を提出する際には複数回読み直したりするなど、自分なりの工夫を考えるとよいと思われる。

*1：日弁連調査室編『弁護士会懲戒事例集(上巻)』786頁(日弁連、1998年10月)

*2：日弁連調査室、前掲注1)、786頁から787頁

*3：高中正彦著『判例弁護過誤』215頁(弘文堂、2011年7月)

*4：高中、前掲注3)、216頁

2 相手方に対しても配慮を忘れない

(1) 相手方に代理人が選任されている場合

ア 問題のある行為

相手方に代理人弁護士が選任されているにもかかわらず、相手方本人と直接交渉を強行するなどして懲戒処分を受ける例がある。

イ 直接交渉の禁止

弁護士は、「相手方に法令上の資格を有する代理人が選任されたときは、正当な理由なく、その代理人の承諾を得ないで直接相手方と交渉してはならない」（弁護士職務基本規程52条）とされている。

その趣旨は、相手方本人の代理人依頼権を侵害することを防止することと、この趣旨に付随して、相手方代理人の職務を妨害する行為を防止することにあると考えられており*5、また、「正当な理由」がある場合とは、「直接交渉する緊急性・必要性があり、相手方本人にことさら不利益を与えるおそれも少ないと認められる場合をいう」*6と解されている。

したがって、受任事件につき相手方代理人が選任されている場合、正当な理由なく、相手方代理人に無断で相手方本人に対して直接交渉をすることはできない。

なお、仮に、相手方本人が直接の連絡を求めてきたとしても、相手方代理人を通じて連絡するよう伝えるなどの対応を検討すべきである。

(2) 相手方に代理人が選任されていない場合

ア 問題のある行為

相手方に代理人が選任されていない段階では、弁護士が相手方本人と直接交渉を行うことがありうる。

この場合、相手方本人に連絡をするに当たって、「過去には、相手方の会社におけるメールアドレスを氏名などから推測し、そこに突然にメールを送って懲戒

請求を受けたり、親展にすべき内容の郵便物を親展にせず送って問題になったり」*7した事案があることが指摘されており、十分留意する必要がある。

イ 相手方の名誉やプライバシーにも配慮を

弁護士には、弁護士の誠実義務（弁護士法1条2項）を根拠として、相手方を含む第三者の利益をも侵害することのないよう配慮すべき義務があると解されており*8、弁護士が相手方本人と交渉をする場面においても、相手方に配慮した言動をすることが求められる。

相手方本人と交渉する場合の一般的な方法は、書面の送付であると思われるが、当該書面の表現はもちろん、郵便の種類、送付先、送付方法等、弁護士が留意すべき事項は少なくない。

たとえば、「内容が郵便局員や同居人等に読まれてしまう可能性があるハガキの利用は、守秘義務違反と指弾されないためにも避けるべき」*9と考えられている。

また、相手方の勤務先住所に内容証明郵便等を送付すれば、第三者が当該文書を開封する可能性があり、事件の内容が職場に知られれば、相手方の名誉やプライバシーを侵害するおそれのあることは容易に想像できることから、弁護士としては、安易に勤務先住所に内容証明郵便等の送付を行うべきではないであろう。

3 違法又は不正な行為の助長等をしてはならない

(1) 問題のある行為

弁護士は、「違法若しくは不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない」（弁護士職務基本規程14条）とされている。

同規程14条違反の行為は、弁護士が違法な自力救済行為*10に加担する行為が典型例である。

*5：日弁連弁護士倫理委員会編著『解説 弁護士職務基本規程（第3版）』153頁（日弁連，2017年12月）

*6：日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），155頁

*7：高中正彦・堀川裕美・西田弥代・関理秀著『弁護士の現場力 民事訴訟編―事件の受任から終了までのスキルと作法―』34頁（ぎょうせい，2018年12月）

*8：加藤新太郎著『弁護士役割論（新版）』367頁（弘文堂，2000年11月），加藤新太郎著『コモン・ベーシック弁護士倫理』148頁（有斐閣，2006年10月）

*9：高中・堀川・西田・関，前掲注7），43頁

*10：なお、飯島澄雄・飯島純子著『弁護士心得帖』274頁ないし282頁（レクシスネクシス・ジャパン，2013年1月）及び東京三会有志・弁護士倫理実務研究会編著『改訂 弁護士倫理の理論と実務 事例で考える弁護士職務基本規程（改訂版）』27頁注2）（日本加除出版，2013年11月）に、自力救済行為に関する過去の懲戒事例が整理されているので参照されたい。

この点、「建物の明渡し等に関連して、弁護士が違法な自力救済行為にかかわり、懲戒された事案が相当数見受けられるので、安易に依頼者に迎合することは厳に慎むべきである」*11と指摘されていることに十分留意されたい。

また、同規程14条の「助長」の例として、「依頼者に対し不動産の名義変更など強制執行免脱にあたるような行為を指示する行為、依頼者が差押えを受けることを免れる目的であることを知りながら依頼者から金員を預かる行為、自力救済として違法となることを認識しながら賃貸人に対し家賃滞納中の賃借人の部屋のドアの鍵を付け替えるよう指示する行為や、占有移転禁止仮処分のないことを奇貨として明渡しの強制執行を免れるため占有名義の変更を示唆する行為など」*12が挙げられていることも参考いただきたい。

(2) 違法又は不正な行為に気づいたら

では、弁護士が依頼者の違法又は不正な行為に気づいた場合、どのように対処すべきか。

この点、日本弁護士連合会会則11条は、「弁護士は、常に法令が適正に運用されているかどうかを注意し、いやしくも非違不正を発見したときは、その是正に努めなければならない」と規定する。

また、裁判例には、「自己の受任した法律事務に関連して違法な行為が行われるおそれがあることを知った場合には、これを阻止するように最大限の努力を尽すべきものであり、これを黙過することは許されないものであると解される。そして、これは単に弁護士倫理の問題であるにとどまらず、法的義務である」*13と判示したものがあ

る。弁護士としては、依頼者の違法又は不正な行為に気づいた以上、これを容認し放置すべきではなく、当

該違法又は不正な行為を止めるよう依頼者を説得し、それでも依頼者が意向を変えない場合には当該状況に応じて辞任等の適切な対応を行うことが求められるよう。

4 明らかに不当な事件の受任をしてはならない

(1) 弁護士職務基本規程の規律

弁護士は、「依頼の目的又は事件処理の方法が明らかに不当な事件を受任してはならない」（弁護士職務基本規程31条）とされている。

弁護士は、「良心に従い、依頼者の権利及び正当な利益を実現するように努める」（弁護士職務基本規程21条）ものとされているが、「このことは、弁護士が依頼者の恣意的な欲求や願望をそのまま充足すればよいことを意味するものではない」*14し、「依頼者の依頼や指示が不当または違法な場合に、弁護士がこれに応じるべきでないことはいうまでもない」*15ことを改めて認識しておく必要がある。

(2) 明らかに不当な事件とは

では、「依頼の目的又は事件処理の方法が明らかに不当な事件」（弁護士職務基本規程31条）とは、具体的にどのような場合を指すのであろうか。

この点、『解説 弁護士職務基本規程（第3版）』では、「目的において明らかに不当な事件とは、たとえば、相手方の窮迫に乗じて、利息制限法を超えるような利息を請求しようとする場合」*16等が掲げられており、「事件処理の方法において明らかに不当な事件とは、たとえば、相手方の住所が判明しているのに、住所不明と偽って公示送達を申し立てる場合」*17等が掲げられているので、参考いただきたい。

* 11：東京三会有志・弁護士倫理実務研究会，前掲注10），27頁

* 12：日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），32頁

* 13：東京地判昭和62年10月15日判例タイムズ658号149頁。なお、同裁判例については、「この事案は、当該弁護士自身が当該法令違反行為に一定程度関与した場合に関するものであるから、弁護士がどの程度法令違反行為の阻止に努めるべきかは当該弁護士のおかれた状況等によっても異なる」（日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），152頁）との指摘や、「この事案における弁護士は、単に違法行為を阻止しなかっただけではなく、依頼者の違法行為に加担してしまった側面がありますので、そこで述べられている『阻止する努力』を一般化することには疑問の余地があります」（飯村佳夫・清水正憲・西村健・安木健・印藤弘二・桑山斉・高橋司著『弁護士倫理（第2版）』82頁（慈学社出版，2014年9月））との指摘がある。

* 14：日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），47頁

* 15：日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），46頁

* 16：日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），110頁

* 17：日弁連弁護士倫理委員会，前掲注5），111頁

2017年10月
スタート

会員サポート窓口

☑ 会員サポート窓口とは？

会員の職務又は業務に関して生じた各種の問題について、サポート相談員（相談担当者）が相談に応じる窓口

☑ 相談できる内容は？

・会員の職務又は業務に関して生じた各種の問題（所属事務所における処遇・勤務条件・勤務環境等にかかわる問題も含まれます。）
・具体的な事件処理に関する法律相談等は対象外

☑ 利用資格は？

・日弁連会員
・日弁連会員の親族及び会員の事務所の事務職員

☑ 利用方法は？

・サポート相談員（名簿は日弁連ウェブサイト内会員専用サイトに掲載）へ電話、ファクシミリ、メールで直接連絡（会員専用サイト HOME>日弁連情報>会員サポート窓口・弁護士ライフプラン>会員サポート窓口のご案内）
※御相談に当たって御不明な点がございましたら、上記お問い合わせ先までお電話ください。

・相談料は無料
・サポート相談員に連絡する際は「会員サポート窓口の相談」であることを伝えてください。
・メールやFAXで相談概要を送付することはかまいませんが、その後サポート相談員に必ず電話をして下さい（アドバイスは、メールやFAXではできないことになっているためです。）
・サポート相談員からの折り返しのお電話は原則として行いません。

⚠ 注意事項

・会員サポート窓口を御利用の際には、お名前、登録番号等を確認させていただきます。匿名での御相談はお受けできません。御了承ください。
・御提供いただいた個人情報は、日弁連のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたしますが、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。なお、場合によっては本相談の内容につき、再度お問い合わせ等の御連絡をさせていただくことがあります。
・回答はあくまでも助言であり、日弁連及びサポート相談員は一切の責任を負いません。御相談事項については、回答内容の如何にかかわらず、御相談者自らの責任で御対応ください。

に相談してみよう。



サポート相談員の連絡先やその他詳しくは日弁連ウェブサイトの会員専用サイトを御覧ください。

◆ 本件お問合せ先 ◆

日本弁護士連合会 審査部 審査第三課
TEL: 03-3580-9849

日弁連メンタルヘルスカウンセリングをご利用ください

心の変調や不調を感じたとき、こころの専門家であるカウンセラーが、あなたのお話をお聴きします。
お気軽にご相談ください。



電話相談

・カウンセラーが電話でカウンセリング
・会員ご本人と、同居のご家族（18歳以上）がご利用になれます



対面相談

・各地のカウンセリングルームで対面カウンセリング
・会員ご本人と、同居のご家族（18歳以上）がご利用になれます



Web相談

・専用サイトに相談内容を書き込むとカウンセラーがメールで回答
・会員のみご利用になれます



詳しくは日弁連ウェブサイトの会員専用サイトを御覧ください

電話相談・対面相談予約番号

0120-556-919

Web相談（会員のみ）

<https://www.kokoro-soudan.net/sjhs/>

【個人情報保護について】カウンセリングのご相談や相談内容については、プライバシー厳守で対応しますので、第三者には開示されません。また、カウンセリングのご利用状況に関する日弁連への報告は、個人が特定できない形で統計処理をした上で行われますので、どうぞ安心してご利用ください。

芸人 友近さん

日本の女性芸人を代表する存在でありながら、歌手や女優としても活躍する友近さん。今や彼女を知らない国民はいないのではないだろうか。多忙な毎日を送る彼女の原動力は何なのか。所属事務所とのエージェント契約締結やコロナ禍での仕事の変化、業界内で少数である女性としての働き方についてもお聞きした。インタビュー時間でさえも彼女はそこをステージにしてしまう。笑い と 熱い思いに圧倒された時間であった。

聞き手・構成：菅原 草子，小峯 健介



— 芸人を目指されたのは、テレビで漫才を見て自分も面白いことをしたいと思ったからだとか。

幼いころからよく家で姉とミニコントをやっていたんですが、テレビで漫才しておもしろい物まねしている人に、愛媛の田舎で私も同じようなことを思っているんですよって、存在を知ってもらいたいと思うようになりました。思っているだけではちょっとわかった風な子で終わっちゃうし、口では誰だって言えるから、それを証明するにはその世界に入るしかない、と芸人になりました。今のスタイルは昔のミニコントの延長ですね。

— 実は始まりは歌の大会とお聞きしました。

昔から父親が行くスナックとかで歌って、周囲から歌が上手いと言ってもらってたので、一度カラオケ大会に飛び入り参加したら賞をもらって。そこから自分でもカラオケ大会に出場してました。ただ歌うのは好きだったんですけど、ずっとおもしろいことがしたいというのは根底にあって。将来はやっぱりお笑い、と思っていました。

— その後地元のテレビ番組に出演されていたんですね。

愛媛のローカル番組がスタートするときに、一般のリポーターを募集するオーディションを受けて特技で歌を歌ったんです。そうしたら、長崎歌謡祭という年

1回の歌謡祭に出ませんか。歌で声を掛けてもらって、そこからリポーターになりました。結局19歳から26歳まで、大学卒業後に道後の温泉旅館で仲居さんをしながらリポーターを続けたんですが、私は有名になりたいわけじゃなく、おもしろいと思うことを表現して、それを認めてもらいたいのに、情報を伝えるリポーターをやっている場合ちゃうと。ちゃんとネタも考えられて、面白いことができる子だと思われたいという気持ちが強くなって、大阪の養成学校に行きました。毎日新ネタを考えては先生、生徒の前で披露して、とにかくネタを作る訓練の1年間でした。

— そのときも現在のような1人のスタイルだったんですか。

そうです。中間発表会のときにすでに有名な芸人さんや吉本のスタッフさんが見に来ていて、あ、この子面白いかもと思ってもらえて、私の心の師匠であるバッファロー吾郎さんとかがやっているラジオに初めて出たところ、面白いと言ってもらえたんです。そこから結構とんとんとんと、お仕事が入るようになりました。

— 芸人の道に進まれることに不安はなかったんですか。

なかったですね。幼いころからテレビで見っていたサブロー・シローさん、バッファロー吾郎さん、中川家さんとかに出会えれば自分のデビューも早いだろうな、とっていて。実際にお会いしたらほんま思っていた

通りの感じのリアクションだったので、やっぱり私の分析は当たっていたと（笑）。そういうところはちょっと目がありましたね。

—『エンタの神様』でもたくさんファンができたのでは。

全国ネットでお笑いが好きな全世代の人に知ってもらったのは、そこかもしれないですね。それまでは大阪の深夜番組への出演や、NHK 演芸大賞とか色々な演芸大会での受賞で、知ってくれた人は多かったです。けど、一般に養成学校卒業後はオーディションを受けてタレントプロデュース組というのに上がることが多いんですけど、私はまったく上がれなくて。審査員の女子高生にうけなかったから（笑）。目の前のお客様を笑かすのが一番大事なことですし、お客様にネタを合わせると周りからも言われたんですけど、合わせてしまうと自分のネタじゃなくなる、そのこだわりはずっと持っていて。ここのお客様じゃない、ここのお客様とはたまにセンスというか、お互いが合わなかったかもしれないけど、別のお客様とは絶対に合うはずや、と思っていました。あるとき、パッファロー吾郎さんのお客様の前でネタをさせてもらったとき、同じネタですごく受けたんです。そうそう、これこれ、と（笑）。そういう30～40代ぐらいの大人に笑ってもらいたい、将来こういうお客様を自分で集めるようになりたいなと思っていました。

— 代表的キャラクターの水谷千重子さんや西尾一男さんはどのように誕生したのですか。

西尾一男はもう15年以上前からやっていて。うちの父親もあんな感じだし、あとよく行く焼肉屋の大将の「段取りします」という口癖とか、息継ぎなしでばーっとしゃべるところとかを真似したりして。基本おっさんが好きなんです、私（笑）。おっちゃんとかしゃべっているとほっとするというか楽しい。ロケもずっとおっちゃんになりたいと思うぐらいで、いっそのこともう自分がおっちゃんになってしまおうと。

水谷千重子は演歌の人がポップス歌うときのこぶしがすごく面白いなと思っていて、いきなり最初から芸能生活40周年みたいな感じで出てみたら、お客様も今まで40年応援してきましたよみたいな顔で座ってくれているわけですよ。これはみんなでコントができる集団コントだ！な、もっと大きくしようとなったんです。

水谷千重子と西尾は好きなので、ずっとやっていますけど、1つのキャラを同じ人気で持続させるのがどれほど大変か感じます。水谷千重子は7年目で、2019年は明治座の初座長公演までやらせてもらえたので、我ながら自分でも頑張ったなと思います。やっぱり飽きられたら終わりだし、常に新鮮な気持ちでライブを大事にしていかなくちゃだめだなと思っているので、歌は真剣に歌うし、トークでも楽しませたいから、サービス精神は忘れずにやっていきたいなと思っています。そして常に展開を考えています。友近ちゃんのことあんまり知らんけど、水谷さんのファンです、というおばちゃんとかもいたりして、見ていたら何か楽しい、幸せな気分になれるわ、という声はよく聞きます。80代、90代のおばあちゃんたちが杖を突いて、田舎のコンサートとかに来るのを見ると感動しますもんね。

— 本当に歌がお上手で感動するのですが、練習されるのですか。

正直、歌はあまり練習しないんです（笑）。もちろんうまく歌う心掛けはして、のどを壊さないように気を配る。あとはコンサートが47都道府県回っているので、場数を踏むとすごく声が出ていますね。でもレッスンとか1回も受けたことないですし、声の出し方も自己流。だめなんですよ私、人から何かを習うというのが向いてなくて、自己流で全部やりたいタイプ。ダンスなんか創作は得意だけどちゃんとしたダンスはできないし。器用な部分と不器用な部分に分かれています。

— 最近ご自身のキャラクターグッズもたくさん出されていますよね。

これまでは吉本所属だったので自分でグッズプロデュースはできなかったんですけど、エージェント契約になってから、グッズ専門の方と直接こんなのがいいですね、とやりとりをして、お客様も気に入ってくれるグッズができてきてます。商品開発とか好きなんです。そして色々な会議に出るのが好きなんですよ。一から先方さんとしゃべって、何かクリエイティブなことをするのが好き。だからエージェントになったんですけどね。

— 全部ご自分で話し合われるんですか。

もちろんします。誰かにお任せはしたことないです、今までの人生。ちゃんと話し合っ、お互いが納得してやっていくというのが好きなので。

— かなりお忙しいですね!?

でもそうしないと、あれやってくれたかな、大丈夫かな、あれは言ってくれたかなという方が気になって。だったら、その苦勞よりは自分が出向いて行って、日本全国飛び回って交渉の方が好きです。

— エージェントになって仕事のしやすさなどは変わりましたか。

やっぱり局の人はタレントと直での話はやりづらいくところもあるからか、面白い物を作ろうとすると、何人か間に入っちゃうんですよ。そうすると伝わるのに時間も掛かるし、ニュアンスも変わってくる。そういうことじゃなかったんだけど、と思ったりすることがあったんですが、それが解消されたというのが一番大きいですね。1から参加したいタイプなので、自分で仕事を取りに行ける、営業できる、という契約は自分に向いているなど思っています。

— 営業までされるんですか!?

やります、やります、むちゃくちゃやります。実際にこうこうでねと企画の説明もしに行ったり。例えば、年末に西尾一男が、色々な場所でイルミネーションの点灯式に行ってボタンを押したら面白いやろうなと思っていて。このコロナ禍でなかなかイベントは開催できない。密を避けなければつまらない現状だったらYouTubeでイルミネーション配信すればみんな喜ぶんじゃないかなと。イルミネーションと西尾一男というマッチしないところとか、おっさんが日本中の光を灯しに行くという企画が面白いなど。それでまず行政に連絡しようとか、観光庁かなとか進めています。「YouTube」で配信することによって、その施設の宣伝にも町おこしにもなるし、市町村や施設の人喜んで話をしてくれます。

— 友近さんから直接お話があると驚かれませんか!?

驚きます、みんな。え、本人が来るんですかみたいなの。でも実現のスピードが速くなりますよね。愛媛の観光大使もやっているのですが、直接PR、営業ができるな

と、この前も県庁に行ったり、市役所に行ったり。まだ全国の人が知らない愛媛の良さを、友近セレクションで、東京でもアンテナショップとか物産展みたいなものを企画しようみたいな話も進んだりとか。この仕事の仕方が私に向いているので、今すごく楽しいです。

— デメリットはないんですか。

それはあるにはあるんですが、なかなか言えないところが(笑)。

— わかりました(笑)。ちなみに契約変更にあたって弁護士に相談されたんですか。

弁護士同士のやりとりとかがあって、そういうところはアドバイスをもらったりはしていました。

— 弁護士についてはどんなイメージをお持ちですか。

本当に頭がよくないとできないだろうなと。どうやったらそういう脳になるのか、ただただ尊敬ですね。あとはイコールお金が発生する人たちと思っちゃうので、何か相談したいけどやめておこうと思うことはあります。これはお金いらなから、とか言ってくれる人がいたらいいですよ(笑)。そういうことも考えると、弁護士という立場じゃないときに出会いたかったなと思う人たちなので、学生時代の同級生が弁護士になっていたら一番いいなと思います(笑)。

— 本当にお忙しそうですが、ただぼーっとしている時間などはあるのでしょうか。

ないかもしれないですね(笑)。常に何か考えてます、あれしなあかん、あれもそうや、と頭の中24時間ずっとです。でも仕事の疲れって本当じゃないんですよ。

— 時間の使い方の工夫は。

ちょっとした時間でも、たとえば夕方仕事が終わったらすぐに新幹線に乗って、熱海に行って、1泊して次の朝帰ってくるとかします。家でゆっくりした方がいいわという人が多いかもしれないですけど、何か新たな自分が発見できるかもよと言いたいです。旅館に行って、料理を1人で食べる、お風呂に入る、景色を見るだけでも、今までやってきたことない人が、ちょっと大人になったかとも思えるかもしれないし、新たな発見が1つ2つはあるんじゃないかなと思うんです。

— 物事の優先付けはどのようにされているのでしょうか。

第一に仕事です。テレビのバラエティーももちろん出たいし、地方の愛媛の仕事もしたい。ライブ活動もしたい。したい欲求が多いので。

— 2020年はコロナの問題もあり、お仕事に変化はありましたか。

テレビの仕事はリモート中継でできていたのでそこまで変わらなかったけど、ロケでの仕事はほとんどなくなりましたし、土日全部に地方で水谷千重子のライブを入れていたので、それが全部なくなったのもすごく大きかったし残念でしたね。その分、土日は休みになりました。サラリーマン、OLさんという感じ。

— プライベートでの変化は。

昔から1人旅は好きで、「じゃらん」の会員なので、あ、ここ今度泊まりに行こうとか、本当に毎日見えました(笑)。GoToキャンペーンについていろいろ変更したタイミングも全部知ってましたし。行くときは、みんなで行くのも楽しいですが、基本1人旅ですね、みんなのスケジュールを合わせていると実現しないので。やっぱり実現に向けて動かなきゃだめなの、すべて。夕方ぐらいに旅館に行ってお風呂に入って翌朝帰んですけど、その時間だけでも温泉に行きたい。温泉と列車の旅が好きなんです。

— ほかにストレス発散法は。

人としゃべる。ご飯に行って、こういうことがあったとか、私もそう思うわみたいな、話をしあって。あとは仕事で発散するタイプなので、仕事は絶対に続けないとだめなんですよね。楽しい仕事をして、うわ、楽しい、アドレナリンが出ているわ、やっぱりこの仕事、辞められないと思います。

— 辞めたいと思ったことはないですか。

ないです。大変と思ったこともないですよ、本当に向いてるんだと思います。これ以外の仕事ってできないかもしれないですね。芸人を辞めたらどんなかなと考えたんですけど、どこかで「YouTube」とかの配信はすると思う。キャンピングカーとか、車で365日移動して、今日は長野、明日は北海道、次は九州に行つて、今こんなのをしていますみたいな配信をする。5年ぐらいたって、

ぱっとおもしろいと思うことをやって、またぱっと消えるとかも面白いなど。職業は「芸人」というか分からないですけど、面白いと思うものは出していきたいとは思いますが。たぶん辞めることはないと思うんですけど(笑)。

— お仕事について悩んだり相談されることは。

姉とか作家さんとか、本当にお笑いのこと、自分のことを分かってくれている人に相談したりはあります。芸人同士でこのネタどう思うとか、番組でこう言われたけどどうするみたいな話をする人も何人かいます。でも面白い、面白くないの判断は自分で決めますね。今一緒にユニットコントをやらせてもらっている、バッファロー吾郎Aさん、ロバートの秋山さん、ハリセンボンの春菜ちゃん、渡辺直美ちゃん、ずんの飯尾さんとか、みんなすごくしっかりしているし、自分はこちらあるべきだとか、こうしていきたいとか、この世界ですごくちゃんと地位を築いているので、そういう人はしゃべっていても刺激になるし、お互い相乗効果があります。

— 女性が少ない業界かと思いますが、困ることはありませんか。

ないですね。むしろ女芸人は人数が少ないしすごく得だろうなど。そこはちょっと男女差別あるんですけど、男の方が絶対おもしろいので確実に。やっぱりお笑い脳が違う。もちろんそういう男脳を持っている女芸人というのが増えてきているとは思いますが。女芸人は一風変わったことをするとドンと行くじゃないですか。その注目度は男芸人よりも何倍もあるので、そういう点ではすごくチャンスが多いと思います。ただ男女で考えたことは全くなくて、男女関係なく同じ価値観でおもしろいものが作れる人でありたいし、そういう世の中、業種がいいなと思います。男とか女だからじゃなくて、自分が面白いもので勝負したいなど。

— 我々も女性の方が少ない業界ですので、「自分」として何をできるかを大事にするという考え方はぜひ女性弁護士にも伝えていきたいです。本日はありがとうございました。

プロフィール ともちか

1973年愛媛県生まれ。多様なキャラクターに扮する「憑依芸」で幅広い世代から支持される。歌手としても女優としても評価が高いエンターテイナー。2020年からは吉本興業と専属エージェント契約を結び、新たな仕事スタイルを築きながら更なる活躍を見せている。



2020年度 理事者の1年

2020年度理事者の任期も残すところあと1か月となりました。会長、副会長に、1年間を振り返っての感想と今の思い、そして会長には「副会長へひとこと」、副会長には「理事者室の思い出」と「任期を終えてやりたいこと」を語っていただきました。

コロナ禍の中での会務運営

会長 富田 秀実 (34期)



本年度の役員は、就任直後の4月7日、政府から新型コロナウイルスの感染拡大防止策として緊急事態宣言が発出されたことにより、最初に取り組んだのが緊急事態宣言下における東京弁護士会の対応策であり、その後は、感染防止策を講じながらの会務の継続であり、今年に入り1月7日に再び緊急事態宣言が発出されたことにより、任期の終盤まで新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けました。

このようなコロナ禍の中で、本年度の執行部は、委員会議事規則を改正してZoomを利用しての委員会開催を可能とし、会規・会則を改正して、総会委任状の受任個数を10個から30個に増加し、選挙の投票につき業務（用務）を理由とする郵便投票を可能とし、役員選挙につき電子メールによる選挙活動を可能とするなど、重要な改革を実現しています。さらに、総会において「死刑制度廃止に向け、まずは

死刑執行停止を求める決議」が採択されたことにより、東京弁護士会の死刑廃止に向けての取り組みが始まります。

また、本年度の執行部は、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、市民や事業者に生じた法的問題に対して、弁護士や弁護士会が社会生活上の医師の役割を果たすために、電話やWebあるいはテレビ会議による法律相談体制を整備し、弁護士紹介センターの機能を拡充しております。

本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、日弁連の全国大会や各地の弁護士会連合会の大会のほとんどが中止されたため、当会の役員は、地方へ行く機会はなく、また、懇親会の開催もなく、ひたすら会館内での執務に専念するばかりでした。このような中で、役員間の信頼感は厚く、執行部がコロナ禍の中で一丸となって会務運営に取り組み成果を上げたことを誇りに思い、副会長の皆さんに深く感謝する次第です。また、この1年間、執行部を支え協力していただいた会員の皆様に、心からお礼申し上げます。

副会長へ
ひとこと

木村副会長：全般に目配りのできる執行部の要であり、他の理事者から全幅の信頼を受ける筆頭副会長

吉村副会長：シニカルな中にも思いやりがあり、コロナ対策の中心的役割、執行部の重しとしての存在

田島副会長：熱い理論家であり、実行力・突破力も兼ね備えたバリトンの美声の持ち主

村田副会長：交渉力など実務能力の高い女性副会長であり、笑顔が魅力的な気配りの人

深沢副会長：静かな情熱を持って、総会で「死刑制度の廃止に向けての決議」の承認を実現させた功労者

箭内副会長：執行部内のムードメーカーであり、遠距離通勤を物ともせず、成長著しい行動派副会長

会務の継続のために

副会長 木村 英明 (46期)



LIBRAには既に8月までの状況を書いたので、その後のことをまとめてみます。

9月24日に臨時総会が開催され、総会で代理行使できる議決権の数を10個から30個に増やすという会則改正議案と「死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」案が審議されました。この当時は、いわゆる感染拡大の第2波が下火になったものの、200名を定足数とする会則改正議案を審議するにあたっては、感染拡大防止策を徹底する必要がある、従来からの防止策の他に、出席者が多数に及んだ場合には、クレオの会場以外のロビーや会議室も議場とすることを予定していました（幸い、クレオ以外を議場とすることはありませんでした）。

両議案とも充実した議論がなされた後に承認され、午後0時30分から始まった総会は、午後7時頃に終了しました。

11月の人権大会（鹿児島）は中止になりましたが、当会の委員会は活発に活動していました。しかし11月中旬から再び感染者が増える気配が感じられました。職員の机に透明の間仕切りを設置するなど、事務局の感染防止対策に努めました。

12月8日の臨時総会では、電子メールを利用した選挙運動を広く認めるための選挙会規の改正が承認されました。

暮れには東京都の感染者数が急激に増加し、1月7日に1都3県に対する再度の緊急事態宣言発出となりました。

昨年4月の緊急事態宣言発出時とは異なり、会館の閉鎖や法律相談の休止はせずに、注意深く運営していくこととなりました。4月の教訓が生かされたと言えるでしょう。

1月からは職員のテレワークが正式にスタートし、感染者が出た場合でも業務を継続する対策を立てました。

今後も感染拡大を防止しつつ、業務を継続するという難しいミッションを会員や職員の協力を得て推進していくほかはありません。

理事者室の思い出

これまで誰も対処したことのない事態に巡り合わせ、他の役員、会員や職員の知恵と実行力に支えられて何とか会務を継続できました。深く感謝いたします。

任期を終えてやりたいこと

このような状況で、どこかに出かけることもままならないでしょうから、業務に励みます。

緊急事態宣言下の緊縮財政

副会長 吉村 誠 (47期)



監事経験者で財政改革実現ワーキンググループの委員で財務担当副会長ですので、本来、財政改革実現ワーキンググループの答申を踏まえて、財政再建のための施策をあれやこれやと講じる1年のはずでしたが、就任早々の新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言と外出自粛要請によって、社会情勢は劇的に変化し、霞が関の弁護士会館も5月末まで2か月近く（ほぼ）閉鎖され、閉鎖を解除した後も世界規模で新型コロナウイルス感染拡大対策は続き、弁護士会でも多くのイベントが次々に中止となり、定期総会は延期、委員会も休会、事業費においては数千万円単位の支出削減が現実のものとなりました（但し、固定費は減りません）。

ところが、事業費収入も大幅に減ったのです。特に、法律相談センターの4月以降数か月間の閉鎖により、法律相談会計の相談料収入・着手金・報酬金の収入が大幅に減少し、年度末に一般会計に繰り戻される繰戻金も数千万円単位で減るはずでした。このような状態で、今年度の一般

会計の収支は緊急事態という特殊事情下の収支で、残念ながら、財政健全化の進展具合の参考にはならなかったと思います。

理事者室の思い出

この1年間、役員の皆様、秘書課の職員の皆様と一緒に仕事をして、理事者室で嫌な思いをしたことは一度もありませんでした。緊急事態宣言の中皆が一致団結できた賜物だと思います。

任期を終えてやりたいこと

非日常を経験して、視野は多少広がったと思いますが、白髪が増え、体重も増え、腰の具合も悪いので、ストレスのない健康的な生活を心がけて、筋肉を落とさずに体重を減らし、視野の幅はそのままにウエストの幅を元に戻したいと思います。

1年間のお礼と感謝

副会長 田島 正広 (48期)



この1年間、新型コロナウイルス感染症の動向に翻弄されながらも、将来的に持続可能な弁護士会を目指して、守るべきものは守り、変革するべきものは変革するという努力を継続してきました。

4月初旬の緊急事態宣言時には社会の動揺の中、法律相談体制を電話相談体制に縮小移行したのはやむを得ない選択でしたが、新型コロナ電話相談や、中小企業法律支援センター、弁護士紹介センターでの電話受付には相応の成果があり、後者では弁護士ガイド制度試行に繋がりました。北千住、池袋両法律相談センターについては、財政面に配慮しつつもそのあり方を再検討し、前者は大幅縮小、後者は縮小移転の途にあります。将来の名簿・研修制度構築を目指すスクールロイヤー紹介の仕組みは、関連委員会間での意見交換から緒に就きました。必要性が後押ししたWeb会議の導入は、セキュリティ上問題のない運用実績に基づき、より守秘性の高い議案でのWeb会議活用という次のステップに入りました。Webやメールを活用するIT選挙は、まさにその必要な状況での実践となりました。図書館カードを

活用した委員会、研修登録は、正確な情報の発展的利活用が次なるテーマです。

この他にもやり残したことは山ほどありますが、会員、職員の皆様のご尽力とご厚意に感謝し、皆さん、そして東京弁護士会の益々の発展を願って筆を置きます。本当にありがとうございました。

理事者室の思い出

業務が終わっても飲み会らしい飲み会があまりできなかったことは残念でしたが、巢籠りの世相も踏まえ電子レンジを理事者室に1台設置できたことは、副会長の働き方改革に繋がったと思います（苦笑）。

任期を終えてやりたいこと

当て職の後役がいろいろあり終わった気がしませんが、立場も変わるので、これからは言いたいことを言っていきたいと思います。

貴重な経験ができた幸せ

副会長 村田 智子 (48期)



この1年を振り返ると、やはり真っ先に頭に浮かぶのが、コロナ禍のことです。

任期早々の4月に緊急事態宣言が発令された当初、東京弁護士会の活動は制限されました。私の担当でいえば、多摩支部会館も合同図書館も閉鎖されました。

けれども、その後、1月に再度の緊急事態宣言が発令された際には、多摩支部会館も合同図書館も閉鎖されることはありませんでした。

多摩支部会館は東京三会で、合同図書館は二弁と共同で運営されているものですが、1月の宣言発令後に「できるだけ閉鎖を避ける」方向に進むことができたのは、他会のご尽力はもちろんのこと、当会の働きも大きかったのではないかと思います。

コロナ禍で、理事者間の懇親会も委員会等の懇親会も開催されず、他会との交流もほとんどなかったことは残念でした。ですが、「弁護士・弁護士会は、こういう時こそ『社会生活上の医師』としての役割を果たすべき」という

信念を持つ冨田会長の下で、このような時に副会長を務めることができたことは、何にも代えがたい貴重な経験でした。今、感謝の気持ちでいっぱいです。

理事者室の思い出

理事者室にはお菓子箱があります。よくないと思いつつ、ちょこちょこつまんでいました。カップラーメンもあって、お昼を買いに行けないときには本当に助かりました。手配係の箭内副会長に、この場を借りて御礼申し上げます。

任期を終えてやりたいこと

冨田執行部で旅行がしたいです。できれば台湾に行きたいのですが、現時点では夢のまた夢でしょうか。でも、コロナ禍はいつか収まりますので、絶対に行くんだ、と思っています。

弁護士自治の実務から感じたこと

副会長 深沢 岳久 (49期)



昨年4月に副会長に就任してから、多くの場面で会員各位の善意に支えられ、会務を執り行ってきました。その背景には、会派、委員会、常議員会における連帯感があり、総会においても東京弁護士会の会員であるという一体感が大切であると感じました。このようなシンパシーは、弁護士自治を支える重要な要素です。私は弁護士自治の歴史を勉強してきたこともあり、自分が理事者として自治に参画できたことを嬉しく思っています。

副会長の職務を行うにあたっては、当会は東京都を地盤とする単位会であり東京都という地域を意識せざるをえず、必然的に、東京の三弁護士会で協調・調整をする必要が出てきます。そこで、当会の特色、アピールできる点は何か、ということも考えざるをえませんでした。この点は様々ご意見があるところですが、私は、研修が充実している点に着目しています。実務家として民事や刑事に限らず、現下の課題に対応していくために研修は必須といえます。もう一つは、刑事弁護を含む人権擁護活動、会務活動が

盛んであることです。会員は委員会を通じて自らの専門性を高めることができるようになっていきます。

この度は、副会長として貴重な弁護士自治の実務経験をしました。この経験を活かして、これからも弁護士自治を支えていく覚悟です。

理事者室の思い出

富田会長、各副会長、職員の方々と毎日会って、協働の楽しみを味わいました。課題に対してどう対応するか、来賓室、会長室で検討したことも良い思い出です。

任期を終えてやりたいこと

様々なテーマについて研修を受けたいと思っています。また、コロナ禍が収まったら旅行に行きたいです。

副会長を経験してどうなりましたか

副会長 箭内 隆道 (53期)



会館がほぼロックダウンされる中で日々役員室に詰め、内線で日弁連と協議しながら一弁・二弁と連携し、膨大な会員アンケートを集約して裁判所への申入書を起案するなどしていれば、あたかも日本の司法の今は自分の頑張りにかかっているかのような甘美な気分にもなりました（イエレナのように）。実際には副会長は日々、会員や職員からの個別の相談や市民窓口への苦情に丁寧に対処することや、弁護士会という業界団体がその存在意義を果たす最低限の活動を成り立たせるためのスーパーバイズに忙殺され、大きな意思決定ではなく小さなお願いの連続をする立場であったとしてもです。

自分の業務に向き合うだけでは知る機会のなかった、司法や人権に纏わる現実の問題状況に横断的に触れ、そして弁護士自治とはこういうことか（会員が支える業界団体があってこそ個々の営業が成り立っている関係がある）と実感できたことで、自分の懐がより深くなったと確信する1年となりました。

今後は（副会長経験を経て）より懐が潤った報告もして、なお副会長職の魅力を発信できるよう頑張りたいと思います。

なお、いま振り返り頭に浮かぶのは、理事者会での激論（傍聴してほしい）、各委員会で出会えた図抜けて優秀且つ素敵な方々のお顔、久しぶりのクレオ総会に集った方々が談笑する様子、そして職員の皆様の様々な笑顔、です。

理事者室の思い出

会長と会長室で（距離を保ち）一杯やりながら東弁役員員の目線と気概を教えていただいたこと。私の正面の席で日々繰り広げられる田島・村田副会長の電話折衝ぶりからその口調を含め多くを学んだこと。

任期を終えてやりたいこと

インドに行きたいです（仕事とヨガに）。副会長経験を活かす仕事をしたいとも思います。

外国人支援団体との交流会

外国人の権利に関する委員会研修員 有園 洋一 (72期)

1 初のウェビナー形式による開催

2020年12月4日に行われた外国人支援団体との交流会は、コロナ禍による3密防止の観点より、例年の弁護士会館内での形式から、一般参加も可能なウェビナー形式へと変更して開催された。

交流会では2つのテーマについて講演が行われた。1つは「多文化背景をもつ子どもの心理発達の課題および多文化臨床の実践」というテーマで、国立国際医療研究センター小児科めじろそらクリニックにおいて、子どもの発達支援と心理的課題の解決に尽力されている臨床心理士・公認心理師の津田友里香氏にご講演いただいた。もう1つは「ヘイトスピーチの現状と打開策」というテーマで、差別のない市民社会の実現に向け第一線の活動を続けてこられ、今年度の東京弁護士会人権賞を受賞された崔江以子氏にご講演いただいた。以下、これら2つのテーマに関する講演の概要を紹介したい。

2 テーマ1「多文化背景をもつ子どもの心理発達の課題および多文化臨床の実践」

親のいずれかもしくは両方が外国籍である場合や、難民の親のもとに生まれた子どもなど、外国ルーツの子どもたちは、親の持つ文化的背景と日本社会の文化との間で苦しむことが多い。また、家庭内で複数の言語がかわさるといふ養育環境によって、言語面での発達が年齢に相応せず、結果としてその後の教育を受けるにあたり不利な立場に置かれることもある。このような外国ルーツの子どもたちを支援する上で生じる様々な問題とその対応について、実際に津田氏が弁護士と協力して取り組んだ実践例をもとに講演が行われた。

外国ルーツの子どもについて、その特有の悩みや心理状態を正確に理解するには、養育環境、家族関係、学校での様子など様々な角度から総合的な判断が求められる。また、子どもの心理発達課題をきちんと把握するには、言語、学習、

知的、情緒といった多角的な面からの能力測定が前提として不可欠である。

津田氏は、弁護士が外国ルーツの子どもたちと関わる際には、これらの点を常に意識して取り組む必要があり、状況に応じて適宜各分野の専門家との連携が有用であると説いておられた。

3 テーマ2「ヘイトスピーチの現状と打開策」

2015年11月18日、子どもやお年寄りも多数暮らす穏やかな川崎市の住宅街に、突如「死ね」「たたきだせ」などと叫ぶ集団が現れた。このヘイトデモは住民に大きな衝撃と恐怖を与え、この日以降、住民はいつまた生活の場が踏みにじられるのではないかと、不安と緊張の日々を送るようになった。

悪質なヘイトデモの根絶に向けた崔氏ら有志の活動が功を奏し、2016年にはいわゆるヘイトスピーチ解消法が立法され、2019年末には川崎市議会の全会派の一致でヘイト表現への罰則を定めた禁止条例が制定されるなど、対策は着実に進められている。

しかし今もなお、インターネットは様々なヘイト表現で溢れ、脅迫などのヘイトクライムも後を絶たず、選挙活動に仮託したヘイトスピーチなども堂々で行われている。崔氏はこの現状に既存の法律や条例では対処が追いついていないと憂いつつも、あらゆるヘイトスピーチの根絶や被害救済に向け、今後も市民・行政・議会が団結して取り組む必要があることを強調しておられた。

4 交流会に参加して

外国人の人権・権利保障を巡っては、法律家だけでは対応できない諸問題が多岐に渡り存在している。今回の交流会を通じ、それらの一端に触れることができた。私たち弁護士は、今後も一層、外国人を支援している専門家や諸団体との連携を深めていく必要がある。

2021年度 東弁役員等選挙 次期会長は 矢吹公敏会員

2021年度東弁会長、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員の選挙が1月25日（月）に公示されたが、いずれも定員以内の立候補に留まったため、予定していた不在者投票及び投票は行われなかった。

当選者は、会規により2月5日（金）午後4時の経過と同時に確定し、確定後、役員当選者の当選証書交付式が6階来賓室で行われた。



東弁役員選挙結果

■ 会長選挙 当選者（無投票）
矢吹 公敏（39期）

■ 副会長選挙 当選者（無投票・立候補届出順）
志賀 剛一（41期）
椛嶋 裕之（42期）
兼川 真紀（48期）
中井 陽子（54期）
堂野 達之（52期）
三澤 英嗣（48期）

■ 監事選挙 当選者（無投票・立候補届出順）
栢割 秀和（52期）
三枝 恵真（55期）

※ 常議員、日弁連代議員名簿はLIBRA4月号に掲載予定



新型コロナウイルスのもとで～わたしはこう過ごしてきました・こう過ごしています～

〈vol.6〉

小唄のお話

会員 藤田 浩司 (41期)

昭和30年代頃、小唄は、ゴルフ、囲碁と並んでサラリーマンの「三ご」と言われていたそうです。お座敷で爪弾（つまび）きの三味線に合わせて、「梅～は～、咲い～た～か～、桜～は～、まだかいな」という感じで唄い、洒落、皮肉、粋が大切とされ、たいていの曲は1～2分で終わります。

私は、事務所の所長に誘われ、5年ほど前から小唄と三味線を嗜んでいます。師匠が京都から月に1回上京し、東京の弟子達に稽古をつけます。毎年、京都の祇園、宮川町、先斗町などで一門の発表会が行われます。

緊急事態宣言が出された昨年4月頃は、在宅の時間が増え、そんなときこそ、普段の練習不足を補うチャンスだったのですが、月1回のお稽古は中止、発表会も延期となり、三味線を持つ気持ちも湧かなくなっていました。「目標」がないと「努力」はできないということがよくわかりました。

世界はまったく違いますが、オリンピックが延期となり、プロ野球の開幕が遅れ、各種大会が中止になる中で、アスリート達は鍛錬を続け、この冬には多くの競技で好記録が出ています。これは、すごいことだと思います。一流選手は、そういうことができるから一流なのでしょう。



右から2番目が筆者

その後、お稽古も再開し、なんとか発表会も開かれました。やはり舞台に立てるといのは嬉しいことです。楽屋の慌ただしさ、照明の眩しさ、来てくれた人への挨拶、弟子仲間との交流、そして、もっと上手になりたいというモチベーション。人生の幅を広げてくれます。

拙文の掲載号が発行される頃、世の中、どのような状況になっているのでしょうか。「ずいぶん呑気な話をしていたな」ということになっていないことを祈ります。

いやいや、どんな状況でもこの話は十分呑気ですよ、と言われそうですが。

もっと知ろうよ！オキナワ！

第29回 「辺野古新基地建設予定地の地質・地盤・活断層について」勉強会

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 委員 寺崎 昭義 (24 期)

はじめに

2020年10月27日(火)、弁護士対象の「辺野古新基地建設予定地の地質・地盤・活断層について」の勉強会が開催された。

勉強会は、現在のコロナ禍の状況のため、Zoom併用で開催された。

同年4月、沖縄防衛局は、沖縄県に対し、辺野古新基地予定地の軟弱地盤の地盤改良工事を追加することなどを目的とした工事設計概要等の変更承認申請を提出した。9月8日から28日まで設計変更書の告示・縦覧が行われた。

沖縄県は、辺野古新基地建設予定地の一部は、地質がきわめて脆弱であること、活断層があることから基地建設には不適であると主張している。

このような見解を沖縄県がもつに際して、立石雅昭新潟大学名誉教授(地質学)は、地質工学の観点から理論的な根拠を提供している。

沖縄問題対策部会は、辺野古新基地建設問題について理解を深めるため、同教授に講演いただいた。

1 立石教授は、はじめに、教授が代表を務める沖縄辺野古調査団が沖縄防衛局に提出した意見・声明について話をされた。

調査団は、沖縄防衛局の設計変更申請について、①4月8日、普天間飛行場代替施設としての辺野古埋め立て工事を直ちに中止し、軟弱地盤と活断層に対する徹底した科学的調査・検討を求める要請書を提出し、②5月7日、普天間飛行場代替施設としての辺野古埋立工事変更の申請への抗議ならびに沖縄防衛局及び技術検討会での検討内容への再質問、③7月2日、普天間飛行場代替施設辺野古新基地における護岸の安定性に関する解析の要請、④9月8日、「普天間飛行場代替施設建設事業に係

る埋立地用途変更・設計概要変更申請書」の地質科学的・応用地質学的にみた科学的・技術的問題についての声明を発表した。

2 ついで、教授は(1)辺野古周辺の地質概要、(2)軟弱地盤の性状と分布、(3)活断層と地震、(4)微弱な地震動でも崩落、の4点について講演された。

(1) 教授は、まず沖縄本島・辺野古周辺の地質の概要について説明され、続いて、地震を引き起こす活断層の判定について話され、辺野古周辺では、直接断層露頭が観察できないので、断層を挟んで、その両側の段丘堆積物の変位・変形様式を検討することによって判断されることを説明された。

(2) 次に、軟弱地盤の性状と分布について、辺野古岬の軟弱地盤の分布、沖縄防衛局が依頼した業者による地震探査とボーリング資料に基づく大浦湾側の地層の分布について話され、沖縄防衛局の軟弱地盤がもっとも厚い護岸工区部分の力学的物性を直接測らず、谷筋上流部の4地点のデータから類推する方法の不合理性を指摘し、同局が70mまで地盤を改良するとしているが、その下位の層及び更に下位の層については現在の装置では改良不能なため放置している問題点が指摘された。また、軟弱地盤における設計施工上の課題として、①軟弱な粘土層の圧密沈下、②縮りの緩い砂質土層の即時沈下、③縮りの緩い砂質土層の支持力、④縮りの緩い砂質土層の液状化の4点について話された。

(3) 更に、地震を引き起こす活断層について、加藤琉球大学名誉教授が、陸上の断層と海底の谷地形との連続性から、海底の深い谷地形は活断層による落ち込みと推定されたことから、調査団としての調査・解析が始められたと話された。解析の結果、埋立地内の滑走路直下に活断層が走っている可能

性のあることが判明したことを指摘された。

- (4) そして、防衛局の辺野古埋立地の耐震設計の問題について、耐震設計の港湾基準のレベル1地震動の適用の妥当性について、また、レベル1地震動が適切に設定されているか疑問であるとして、プレート境界地震の無視をしていることを指摘され、空港土木施設設計要領の(a)過去に大きな地震をもたらした地震の再来、(b)活断層の活動による地震、(c)地震学的あるいは地質学的観点から発生が懸念されるその他の地震、(d)中央防災会議や地震調査研究推進本部など国の機関の想定地震、(e)地域防災計画の想定地震、(f)M6.5の直下地震、の最大級の強さの震動をもたらす地震を選定するものとし、過去の地震に関する情報を総合的に考慮するレベル2地震動を考慮しない問題点を述べられた。

また、沖縄本島を襲うプレートの大きな地震を無視した設計がなされ、2008年、2009年、2010年に琉球海溝側で発生した地震が無視されていると述べられた。

設計以降、明らかになり、大規模な地盤の改良工事を余儀なくされた厚い軟弱地盤の空間的分布が、設計概要変更申請にどのように活かされているのかが全く不明であること、埋立予定地内の変更後の照査用震度の東護岸のデータが変更前のデータに比べて、沖積層の厚さが著しく増大しているにもかかわらず、安定性照査を行う上で重要な、照査用震度(設計水平震度)は0.08~0.09と変化無しとなっているとの問題点を述べられた。また、この照査用震度の算定プロセスは、防衛省技術検討会資料でも明らかにされていないことを指摘された。

更に、辺野古新基地の護岸が震度1の地震でも崩壊する恐れのあることを述べられた。

- (5) 立石教授は最後にまとめとして、

①防衛省・沖縄防衛局に対して、無謀な辺野古埋立事業の即時停止・撤回を求める運動、②「沖縄防衛局の設置計画変更申請」に対して、1万8000以上の意見書が提出された。沖縄県民・国民の意見提出運動の大きな成功を受けて、沖縄県が「計画変更」を不承認とするよう求める運動をすすめるとともに、科学者・技術者集団としての調査団の役割として、引き続き、計画変更申請の内容について科学的検討を加えること、地盤の強度、改良工事、耐震設計に関する沖縄防衛局への質問と要請を行い、県の不承認書の該当部分の検討を行っていくこと、また予想される裁判闘争への準備のため、科学的論争の準備を行うことを述べられ講演を終わらせた。

- 3 立石教授の講演について、沖縄問題対策部会の神谷延治委員から、沖縄辺野古調査団の辺野古活断層の周辺調査の結果明らかとなったことなど6点にわたっての質問を行い、立石教授から回答がなされた。

また、Zoom参加者からも質問がなされ、立石教授が回答された。

- 4 沖縄問題対策部会は、2017年から、毎年6月23日の沖縄県の「慰霊の日」にあわせて、沖縄シンポジウム「沖縄とともに」と写真展を開催してきたが、昨年はコロナ禍のため、恒例の沖縄シンポジウムと写真展は中止せざるを得なかった。部会は今後も戦争の記憶を風化させないため、沖縄基地の問題点などをテーマとしたシンポジウム・写真展の開催を企画していくこととしている。

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第109回 敵基地攻撃能力保有!?!~平場の独り言~

憲法問題対策センター副委員長 松山 憲秀 (46期)

この間、通りすがりに弁護士さん達が演説しているのを聴いたんだけど、「日本も敵基地攻撃能力を持つべきだ」という話があるんだって。

だけど、日本で、「自分を護ることに専念します」って宣言して、それを今までずっと守ってきたんじゃないかってっけ？

その日本が、よそ様を攻撃する力を持つのお〜??

いいのかなあ〜???

そもそも「敵」って誰のことなんだろう？

「敵」っていう言葉だけで、なんか怖くなっちゃうけど、北朝鮮なのかなあ〜？

中国やロシアも入るのかなあ〜？

「敵」かどうかを決める物差しはあるのかな？

私たちにはよく分からないから、いつかみたいに「北朝鮮のミサイルが来るうー！」なんて言われると、なんとなく「この国は『敵』?」っていう雰囲気になっちゃうけど、相手のこともちゃんと見て考えなくちゃいけないんじゃないの？

そうじゃないと、「『敵』だと思ったけど、違った」なんてことにもなるかもしれない。

それに、誰が「敵」なのかぼんやりしたまんまで、どんな力を持つようとしてるんだろう？

「敵」との距離だけ考えても、北朝鮮と中国、ロシアじゃあ、相当違うよ。

「敵」がハッキリしないじゃ、近い「敵」から遠くの「敵」用まで、色々な武器が必要になるし、そしたら、お金はいくらあっても足りないよ。

でも「敵」をハッキリさせちゃったら、その「敵」も日本を「敵」として、おんなじことを考えるから、まづいよね。

いっつもお互いに相手を疑ってビクビクしながら、少しでも有利になろうとするもんね。

北朝鮮も、中国もロシアも、お隣同士で出来るだけ仲良くした方がいいに決まっているのに、益々酷いご近所付き合いになっちゃうじゃない。

敵の「基地」のありかも、ハッキリ分かるのかなあ〜？

「敵」だって攻撃されたくないから、基地を山の中や地下に作ったり、移動式にしたりして隠すよね。

だから、「基地」を探すのだってそんなに簡単じゃないよ。もし「基地」の場所がハッキリ分からないまま攻撃したら、空振りになるだけじゃなく、私たちの様に普通に暮らしている人たちが大勢傷つくかもしれないよ。そんなことしちゃ、絶対ダメだよ。

確かに、やられることが分かっているのに、なんにもできないのは困るよ、殺されたくないもの。

でも、だからって、やられる前にやっちゃおうっていうのも、随分、乱暴だよねえ〜。

本当にやられる「前」ならば、身を護るために仕方ない、のかもしれないけど、「前」かどうかは、誰がみても分かるほどハッキリするものなのかなあ〜？

そんなにハッキリ分かるもんじゃない、とすると、戦争を始める口実にされかねないから、かなりヤバイ考え方だと思うけどなあ〜。

それに、「敵」が「やる気」になってるって、どうやって分かるの？

結局は人の気持ちなんだから、想像するしかないんでしょ。

いろんな材料を仕込んであれこれ想像してみても、「やる気」を勘違いすることはあるよね。

勘違いして、こっちからやっちゃったら、当然、「敵」は怒って反撃してくるよ。

そしたら、戦争になっちゃう。

これも弁護士さん達が演説で言ってたけど、「憲法は、沢山の人を不幸にする戦争は絶対にしちゃいけないから、戦争の危険のあることもやっちゃダメ、って言ってるんですよ」って！

だったら、「やられる前に敵の基地を先に攻撃する」なんてことは憲法に違反するんじゃないの？

やっぱり「やる」、「やられる」なんていうおっかない世界にならないようにすることこそ、大事なんだね。そのためにはどうしたらいいのか、普段から考え続けなくちゃいけないんだね。

育児従事の期間における会費免除について 制度紹介と利用者の声

男女共同参画推進本部委員 大和 加代子 (59期)

1 制度の概要

当会では、女性会員に対する産前産後4か月の会費免除に加え、育児と弁護士業務の両立支援を目的として8か月間（多胎妊娠により2人以上の子が出生した場合にあっては9か月間）までの育児従事期間の会費免除制度を設けている。利用者は出産した会員本人に限られておらず、出生してから2年以内の子を持つ会員（同性婚を含む事実婚の相手方の子その他の事実上養子縁組関係と同様の事情にある者も含む）も含まれる（会則27条8項等）。利用には申請及び誓約書・育児実績表の提出が必要となる。

平成27年の改正までは、執務時間が週20時間未満であることが要件となっていた。しかし、主たる育児担当者とならない会員（主に男性）の育児参加の促進に反する、完全に休業できる環境下にある会員が本制度の対象になるのに対し、業務を継続しながら育児を行う会員が除外されてしまうのは不合理ではないか等の問題意識から、執務時間要件がない現在の制度となった。

2 利用者の声

もっとも、改正後、男性会員の利用が増加していること等から、会内の一部で主たる育児担当者ではないと推測される会員の利用の増加という本制度の運用実態が制度の目的に沿っているのか、再び執務時間要件をもうけるべきではないか、といった声も上がっていると聞き、実情を調査すべく、本制度の利用経験者及び利用が可能であったが利用しなかった会員にヒアリングを行ったので（令和元年12月から同2年1月に実施）その結果を抜粋して紹介したい。

まず、本制度により主たる育児担当者でない弁護

士の育児分担意識は高まると思うか、という質問に対しては、「制度があることにより、弁護士会が育児参加を後押ししてくれているという安心感がある」、「実績表の作成が自分の育児負担を振り返るきっかけになっている」等の肯定的意見が多くみられた一方で、「主たる育児担当者でない弁護士が育児に積極的にでないのは会費の問題ではない」という趣旨の否定的意見も散見された。

また、本制度に執務時間などの要件がないことについての意見や感想を尋ねたところ、「執務時間や収入を要件にされてしまうと、業務復帰の足枷となり、収入減少により弁護士を辞めることにもなりかねない」、「利用しやすく非常に助かる・制度趣旨と合う」という肯定的意見がほとんどであった。

さらに、今後、仮に執務時間要件を復活させる場合にどう思うかという質問には、「会として子育て世代の支援について消極に転じたという印象を受ける」、「育児のために業務時間を大幅に減らすことができる人のための制度になってしまう」、「仕事と私生活を柔軟に調整できるという士業の良さを削ぐ」など、すべての回答が否定的な内容となっていた。

本制度を使わなかった会員はその理由について「実績表の提出が煩雑である」と回答しており、実績表の提出という要件が、業務等で忙しく育児負担が本申請を行うほどではないかもしれないと認識する会員にとって、免除申請をするかどうか検討する際の一定の判断材料となっているとも考えられる。

以上を踏まえると、現行制度は子育てを行う弁護士の育児と業務の両立に非常に有益な内容になっていると考えられる。もっとも、今後も会員からの意見を伺いつつ、実績表のあり方や多胎出産の会員の利用可能期間について再検討する等、本部としてより良い制度となるように意見の発信を継続したい。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第92回 最三小判令和2年10月13日（大阪医科薬科大学事件／労判1229号77頁）

無期契約労働者に対して賞与を支給する一方で有期契約労働者に対してこれを支給しないという労働条件の相違が不合理と認められるものに当たらないとされた事例

労働法制特別委員会研修員 岩崎 静寿（72期）

第1 事案の概要

1 第1審被告（以下単に「被告」という）と有期労働契約を締結して勤務していた第1審原告（以下単に「原告」という）が、無期労働契約を締結している正職員と原告との間で、賞与等に相違があったことは労働契約法20条（平成30年法律71号による改正前のもの）に違反するものであったとして、被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案である。

なお、本稿では紙面の都合上賞与に関する点のみを扱うこととする。

2 被告は、医科大学、大学付属病院等を運営している学校法人である。原告が在籍した当時、被告には、事務系の職員として正職員、契約職員、アルバイト職員及び嘱託職員が存在したが、このうち無期労働契約を締結している職員は正職員のみであった。

3 原告は、平成25年1月29日、被告との間で契約期間を同年3月31日までとする有期労働契約を締結し、アルバイト職員として勤務した。その後、契約期間を1年として3度にわたって契約更新し、平成28年3月31日をもって退職した。

原告の所定労働時間は正職員と同一の労働時間であった。

4 賞与に関しては就業規則上、正職員には、被告が必要と認めたときに臨時又は定期的賃金を支給すると定められているのみであり、その支給額は、通年で、基本給4.6か月分が一応の基準となっていた。

また、基本給は、採用時の正職員の職種、年齢、学歴、職歴を斟酌して決定されるものとされ、勤務成績を踏まえ勤務年数に応じて昇給するものと

されていた。

一方、アルバイト職員には就業規則上、賞与は不支給とされていた。

5 正職員の業務内容は、多岐に及んでおり、配置されている部署においては、定型的で簡便な作業等ではない業務が大半を占め、中には法人全体に影響を及ぼすような重要な施策も含まれ、業務に伴う責任は大きいものであった。また、就業規則上、正職員は、出向や配置換え等を命ぜられることがあると定められていた。

一方、アルバイト職員は、就業規則上、雇用期間を1年とし、更新する場合はあるものの、その上限は5年と定められており、その業務の内容は、定型的で簡便な作業が中心であった。また、アルバイト職員については、就業規則上、他部門への異動を命ぜることがあると定められていたが、原則として業務命令によって他の部署に配置転換されることはなく、人事異動は例外的かつ個別的な事情によるものに限られていた。

第2 判決要旨

1 賞与の性質

被告の正職員に対する賞与は、支給実績に照らすと、被告の業績に連動するものではなく、算定期間における労務の対価の後払いや一律の功労報償、将来の労働意欲の向上等の趣旨を含むものと認められる。

そして、正職員の賃金体系や求められる職務遂行能力及び責任の程度等に照らせば、被告は、正職員としての職務を遂行し得る人材の確保やその定着を図るなどの目的から、正職員に対して賞与を支給することとしたものといえる。

2 職務の内容

原告により比較の対象とされた教室事務員である正職員と原告の職務の内容をみると、両者の業務の内容は共通する部分はあるものの、原告の業務は、相当に軽易であることがうかがわれるのに対し、教室事務員である正職員は、これに加えて、学内の英文学術誌の編集事務等、病理解剖に関する遺族等への対応や部門間の連携を要する業務又は毒劇物等の試薬の管理業務等にも従事する必要があったのであり、両者の職務の内容に一定の相違があったことは否定できない。

3 配置転換の可能性

教室事務員である正職員については、就業規則上人事異動を命ぜられる可能性があったのに対し、アルバイト職員については、原則として業務命令によって配置転換されることはなく、人事異動は例外的かつ個別的な事情により行われていたものであり、両者の職務の内容及び配置の変更の範囲に一定の相違があったことも否定できない。

4 その他の事情

アルバイト職員については、契約職員及び正職員へ段階的に職種を変更するための試験による登用制度が設けられていた。

5 結論

正職員に対する賞与に労務の対価の後払いや一律の功労報償の趣旨が含まれることや、正職員に準ずるものとされる契約職員に対して正職員の約80%に相当する賞与が支給されていたこと、アルバイト職員である原告に対する年間の支給額が平成25年4月に

新規採用された正職員の基本給及び賞与の合計額と比較して55%程度の水準にとどまることを斟酌しても、教室事務員である正職員と原告との間に賞与に係る労働条件の相違があることは、不合理であるとまで評価することができるものとはいえない。

第3 検討

本判決は改正前労働契約法20条についての判断であるが、同法同条を統合した短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律8条にも基本的には妥当するものだと考えられる。

賞与に関する最高裁判例としては長澤運輸事件(最二小判平成30年6月1日民集72巻2号202頁)があったが、本判決はこれに続く判断である。

本判決では、「賞与の支給に係るものであったとしても、それが同条*1にいう不合理と認められるものに当たる場合はあり得るものと考えられる。」と判示していることからすれば、有期労働契約者に対する賞与の不支給が不合理と評価される可能性があることを示唆されており、無期契約労働者と有期契約労働者との間の業務内容の難易、有期契約労働者の在籍年数等によっては結論が変わりうる。

例えば、有期契約労働者の職務の内容、配置転換の可能性・範囲が、比較対象とされた無期契約労働者とほぼ同じであり、所定労働時間の長短くらいしか相違がないのに、無期契約労働者にだけ一律に賞与が支給されているような事例については不合理と評価される可能性が高いと考えられる。一方で、各要素の相違がまちまちであるような事例については、今後の裁判例の集積を待ちつつ、個別具体的な判断が必要になってくると考えられる。

*1：改正前労働契約法20条

第84回

若手弁護士が薦めるお弁当を紹介する②

新進会員活動委員会

副委員長 近藤 亮 (68期)

委員 山内 麻裕美 (68期)

委員 新藤 圭介 (69期)

委員 堀内 一成 (69期)

委員 佐護 絵莉子 (72期)

新進会員活動委員会では、これまで、各分野で活躍している若手弁護士へのインタビュー記事や若手弁護士のお役立ち情報を発信する記事を掲載してきました。

2019年12月号では、当委員会の委員より、お薦めのお弁当を紹介いたしましたが、今回はその第2弾となります。新型コロナウイルスにより、テイクアウトができるお店が増えましたので、昼食にお弁当を買われている方も多いと思われます。今回の記事について、皆様がお弁当を選ぶ際の参考にさせていただきますと幸いです。

※ 本記事の情報・価格(税込)は執筆時点のものです。



1 昭和大衆ホルモン 新橋店 ネギ塩タン弁当 (1000円)

西新橋エリアの内幸町にある焼き肉店「昭和大衆ホルモン」が、お昼にテイクアウトでお弁当を販売しています。こちらの「名物ハラミ馬鹿弁当」もお薦めですが、私のお気に入り「ネギ塩タン弁当」です。程よい厚さの牛タンの下にご飯が敷いてあり、上から特製ネギ塩タレが一面にかけられていますので、見た目はさながら「牛タン丼」といった感じです。少し濃い目の味付けのネギ塩ダレがとても美味ですし、付け合わせのキムチとナムルも美味しいです。注文を受けてからタンを焼いてくれますので、お弁当でありがちな肉が冷えて硬くなっていることもありません。お近くにお越しの際は、皆さん是非お試しください。



2 カラカシワ (キッチンカー) ローストポーク×鶏のコンフィ弁当 (650円)

西新橋エリアには、お昼頃になると、様々なキッチンカーが出店しています。その中の一つ、「カラカシワ(出店場所:港区西新橋1-22-4)」は、毎週木曜日に、西新橋のマンションの1階に出店しています(道路に面した場所で販売しているので見つけやすいです。道路を挟んだ対面には駐車場パラカがあります)。「カラカシワ」では、「ローストビーフ」「ローストポーク」「鶏のコンフィ」等の様々な肉料理のお弁当を販売しています。各種ミックス(ハーフ&ハーフ)もできるので、一度に2種類の味を楽しむことができます。ご飯の上にサラダとお肉ののっているスタイルで、見た目はボリュームですが、お肉は赤身であっさりしていますし野菜もたっぷりのっています。食べ終わった後にはかなり満足感がありますが、低カロリーで健康的です。私は以前「ローストポーク×鶏のコンフィ弁当」を購入しましたが、「ローストビーフ」も人気のようです。

キッチンカーの出店場所や出店する曜日を把握するのは大変だと思いますが、木曜日にお弁当を購入する際にはお勧めしたいお店です。

3

崎陽軒 日本橋三越本店 シウマイ弁当 (860円)

説明する必要もないほど有名で美味しい弁当だと思います。シウマイが美味しいのは当然ですが、それ以外の具も美味しいです。鮭の漬け焼に始まり、蒲鉾、鶏の唐揚げ、玉子焼き、筍煮、あんず、最後は切り昆布 & 千切り生姜に至るまで、すべての具がシウマイを引き立てるための完璧な役割を演じています。いつもご飯が足りなくなる弁当です。

4

MEAT MEAT MEET (キッチンカー) 肉の弁当 (900円～)

日比谷線神谷町駅4番出口を出てすぐ、ヒューリック神谷町ビル前に水曜の昼ごろに出現するキッチンカーのお店です。名前のとおり肉の弁当のお店です。

この近所には最近までいきなりステーキ神谷町店があり私はしばしばお世話になっていたのですが、同店は閉店してしまいました。意気消沈していた私に事務所の方が教えてくれたお店です。弁当の種類は牛ハラミ、牛ランプ赤身 & ローストビーフ、牛タン、サーロインなどがあり、頼んだらその場で焼いてくれます。待ち遠しいです。400円を追加で支払うことで肉の量が倍になるものもあります。さらにご飯大盛り、サラダ増し、アボカドソース増しにも対応しています。仕事で疲れて腹ペコなときもこれで大丈夫です。

また色々な好みに対応できるように自家製スパイスも用意されています。レッドチリやグリーンチリも置かれています。辛い物があまり得意でない筆者はまだ挑戦していませんが、得意な方はぜひお試しください。実は同名の店舗が阿佐ヶ谷にあります。裏は取ってないですが同系列なのでしょうか。実店舗は肉バルのようでこちらも美味しそうです。

冒頭にも書いたように、このお店は水曜の昼に出現するお店です。他の曜日は？と気になると思いますが、そこはこの記事を読んでくださった皆様に現地に足を運んで確認していただければと思います。

5

鮭一耀 (すいっき) 丸の内店 ちらし寿司弁当 (1100円)

丸の内の東京ビルTOKIA地下1階のお寿司屋さんで、19時頃になると店先に置かれ始めるちらし寿司です。日によっては早々に売り切れることもあり、職場の同期と買いに行く際に残り1つの時は、仁義なきじゃんけんの戦いが繰り広げられます。売り出される時間帯が夕方のためお夕飯向けにはなってしまいますが、丸の内に立ち寄る機会がございましたらぜひ、という思いです。

具材ですが、大ぶりのネタが並んでいるタイプではなく、青魚、サーモン、卵焼き、きゅうり等が細かく切られています。ふたを開けると、いくらが添えられて、具材たちが一面に華やかに散りばめられています。見た目は具材の細やかさゆえに繊細、彩りも豊かで、気分が高まります。お味の方はといえば、まろやかなお酢で上品な味付けの中に、あぶらののったお魚の風味がしっかり感じられます。加えて、食感です。お魚の柔らかさ、きゅうりのシャキシャキ、いくらの弾力が入れ替わり立ち替わり、楽しませてくれます。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

18期(1964/昭和39年)

弁護士となる修業時代



会員 大高 満範 (18期)

私は司法研修所第18期修習生であった。千代田区紀尾井町の研修所で学び、実務修習地は岡山であった。第18期の修習生は490名で10組に編成され、私は7組であった。教官は前後期共に同じであったのは民裁の田尾桃二教官、刑裁の古川実教官、検察の瀧川幹雄教官、刑弁の伊藤敬壽教官(二弁)の4名であった。民弁が、前期が藤井幸教官(東弁)、後期が河和松雄教官(東弁)であった。いずれの教官も鬼籍にはいられた。

第17期の頃から500名に近い修習生に増員傾向にあった。逆に2年の修習終了時に落第生を出すという厳しい制度が採用された。従って実務修習を除く前期後期の修習は厳しく、かつ充実した授業であった。法律実務の一環として歌舞伎見学(忠臣蔵)、機関車試乗など刑事の実習の機会も与えられた。法律家の品位を身につけるためディナーの作法実習もした。歌舞伎見学は日本の古典芸能への教養を身につける趣旨もあった。このように最高の実務修習、最高の教養を身につける徹底した研修の機会もあった。実務家になるための高度の実務の研修、高度の教養の基礎を学ぶ機会であった。私の弁護士生活にとって修業時代ともいべき2年間であった。岡山での実務修習は少人数であったので、実務家になってからも生涯親しく交際する間柄になった。裁判所、検察庁、弁護士会ともに肌の触れ合う指導を受け、指導教官とも修習終了後も御厚誼を賜った。

実務修習地の修習は、民裁では裁判官から裁判の判決書のポイントについて議論を提起され、要件

事実の勉強を、刑裁では法廷傍聴を勧められ、その後で量刑の基準について学習するなど手をとっての指導を受けた。検察は刑裁と同様に法廷傍聴は勿論のこと、花札賭博、麻雀賭博など実際に体験する機会を与えられた。それに文化映画と称して押収された猥褻映画を見せられた。弁護士修習は岡山弁護士会の会長を務められた田淵洋海弁護士の事務所でも民事・刑事・家事など実務修習を受けた。先生は朝8時半から事務所に出勤され、17時に帰宅と終業時間は厳しく守られていた。自分の健康維持のためということであった。起案の文章は勿論のこと、自分の趣味でエッセイをよく書いておられた。そして田淵弁護士は声量もあり、軽妙洒脱な親しみの持てる人柄であった。文章は勿論、法廷技術についても教わるが多かった。私にとって思い出の一つに外書講読の勉強の機会(有志による)に参加できたことである。当時はドイツ語による民事訴訟法の勉強をしたように思う。

前期修習は7組の教官、クラスメートとの温かい交流により法曹への夢を膨らませ、実務修習をある意味で楽しみながら余裕をもって学んだ。ところが実務修習後帰京してからの後期修習については、最後の二回試験と法曹三者の選択という重い人生の関門があったので、緊張した日々であった。裁判官を志望し刑事裁判官に補されることとなっていたが、丁度その時期に第一子が死産となり、妻の健康を配慮して裁判官を断念し弁護士の道を選ぶことにした。

飲み会ができるその日まで

会員 白井 陽一郎

私は、昔から夏休みの宿題は最後の日にまとめてやる人間だが、この原稿の執筆も締切最終日になって何をしようか悩んでいる。何か含蓄のある話でもしたいところだが、そのような話も特に思い浮かばず、どうせ誰も読まないだろうと執筆の依頼を安易に受けてしまった半年前の自分を恨みながら、この1年間の出来事を振り返っている。

この原稿の執筆当時である令和2年の年末に、私が弁護士としての業務を開始してからちょうど1年が経った。令和2年は、全世界を巻き込んだ新型コロナウイルス感染症の問題により、多くの人がその影響を受けた年でもある。そのような状況下で、新人弁護士として業務を開始し、感じたことを思いつくままに書いていきたいと思う。

まず、新型コロナウイルスによって、弁護士会の研修は軒並みZoomによるWeb会議となった。新人弁護士研修であるクラス別研修もZoomによる研修となり、クラス別研修後の飲み会も開催することができない状況であった。酒を飲むことが好きな私は、酒を飲みかわしながら同期の弁護士と仲を深める機会が失われて非常に残念に思っている。

そして世間から飲み会が消えたために、飲食店は苦境に立たされているようである。私が、つい最近食事をした店も、年内で閉店する旨の張り紙がなされていた。私の所属する事務所は、倒産事件の多い事務所である性質上、多くの倒産事件に1年目から関与する機会に恵まれた。私的整理から法的整理まで、幅広い倒産事件に関与することができたが、やはり新型コロナウイルスの影響は、いろいろな業界に及んでいる。

倒産事件、特に破産事件では、いろいろな場面に遭遇する。代表者が破産を決断する場面、従業員がある日突然解雇を言い渡される場面。どの場面も当事者にとっては一生の中で一番つらい場面だろう。そのような場面に遭遇するたびに、社会人経験もなく、弁護士として1年目の私は彼らにどう映っているのだろうと考える。ある日突然職を失った人に法律でこうなっているからということだけを説明しても彼らは納得できないだろう。人生がかかっている人間に対して、どのような態度で、どのように説明すればよいのか。終わった後で、あれでよかったのかと悩むこともある。そしてそれは何も破産事件に限ったことではなく、弁護士として人とかかわる以上、ほとんどの事件で直面することだろう。何か書籍で調べられるものでもないため、先輩弁護士の対応を見ながら勉強し、自分で経験していくしかないことなのかもしれない。自分が弁護士として、信頼されるには、法律の勉強はもちろん、どのようなふるまいをしなければならないのか、日々模索しているところである。

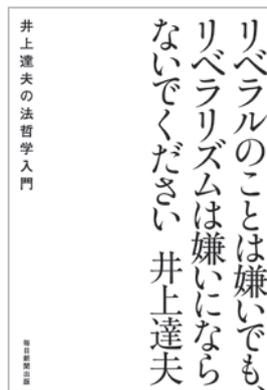
そろそろ、紙面の関係で締めたいと思う。ここまで長々ととりとめのない話をしてきたが、それは私が現在お酒を飲みながらこの原稿を執筆しているからではなく、ただ私に文章力がないからだろう。今回のこのリレーエッセイの執筆は非常に貴重な経験をさせていただいたと思う。これから何年か経って、弁護士として一人前になれたなら、ぜひこの原稿を読み返してみたい。その時には居酒屋で同期と楽しく飲み会ができたらいいなと思う。

『リベラルのことは嫌いでも、リベラリズムは嫌いにならないでください——井上達夫の法哲学入門』

井上達夫 著 毎日新聞出版 1,500円(税別)

「分断」の時代に、対話可能性に開かれていることの重要さ

会員 鮫川 誠司 (69期)



なんと某アイドルグループの総選挙を想起させる表題ではあるが、著者は、決して、ふざけているわけではない。むしろ、至って、大真面目である。ここに改めて紹介するまでもないこととは思いますが、著者は、東京大学名誉教授、日本法哲学学会会長等を歴任した法哲学の碩学である。

本書は、主としてかつての日本社会党の流れを組むいわゆるリベラル派の信用が失墜し、保守派の優位が確立されたかに見える昨今の日本の政治状況を念頭に置いて、信用失墜してしかるべき「(似非)リベラル」と、専断政治に走る「劣化した保守」の双方を批判している。そして、「他者への公正さ」を要請する正義構想に立脚した真の「リベラリズム」の原理を提示し、その観点から、9条改憲や安全保障といった各種の政治問題を考察している。

その一端を紹介すれば、安全保障法制を巡る安倍政権の進め方*1の杜撰さ(著者によれば、それはもはや欺瞞というにすら値しないという)を保守の知的劣化と嘆く。その一方で、旧・日本社会党の流れを組む「原理主義的護憲派」を単なる無責任な思考停止と断じ、返す刀で、長谷部恭男教授(早稲田大学)をはじめとする「修正主義的護憲派」を自ら9条の枠内で自衛隊の存在を認めるという一種の解釈改憲をしながら、安倍政権の解釈改憲を批判するというご都合主義・政治的欺瞞に陥っており、あまつさえ、彼らは、自らのその政治的欺瞞を憲法を利用して隠蔽しようとしている、とまで切り捨てる。その舌鋒は、小気味よいまでに減法鋭い。

他方で、本書は、「法哲学入門」という副題があるのとおり、現代リベラリズムをはじめとする法哲学の基本的な内容をも解説しており、法曹実務から一步引いて、法とは何か、を考えるきっかけを与えてくれる。なお、本書には、憲法・安全保障問題を掘り下げた続編『憲法の涙』(毎日新聞出版、2016年)もある*2。

ところで、筆者が著者の警咳に触れたのは、筆者が在籍していた大学に客員として出講されていた「法理学」の講義でのことであった。当時、著者は、『共生の作法——会話としての正義』(創文社、1986年)を上梓され(サントリー学芸賞受賞)、千葉大学から東京大学に帰任された頃であったと思う。一年かけて、正義とは何か、正義はなぜ問われなければならないのか、を説くその講義の中で、他者の思想内容を批判しない代わりに自己の思想内容への批判も受け付けようとしぬい価値相対主義は、いわば「絶望した絶対主義」であって、他者との対話に開かれていない点で絶対主義と同じ陥穽に陥っている、と喝破されていたことが昨日のことのような新鮮さを以て思い出される。この指摘は、社会の分断、世界の分断が大きな問題となっている現今の情勢の下、もう一度、噛みしめるべき意義が十分あるように思われる*3。

徒然に筆を進めてきたが、この辺りで、眼を本書から転じ、われらが弁護士会に向けてみる。そこにあるのは、果たして、「リベラル」か「リベラリズム」か? その運営は、「他者への公正さ」に裏打ちされ、「他者との対話」に開かれているか? さて、どうであろうか——。

*1: 2015年6月4日の衆議院憲法調査会の公聴会において、自由民主党が推薦した長谷部教授を含む憲法学者3名が揃って安全保障関連法案を憲法違反と指摘したことを指す。

*2: 是非、実際に手に取りお読み頂きたいが、その表題の含意は、憲法がむしろ護憲派によって踏みじられている、ということにある。

*3: 価値相対主義に立脚するH=ケルゼンの純粋法学に対して、ナチス台頭の地ならしをしたとの批判があることも、併せて、思い起こしたい。



[米国] リーガル・オブザーバー —デモの現場で「法の支配」をリマインド

会員 杉山 日那子 (66期)

昨年5月末の白人警官による黒人男性の殺害事件を契機として、捜査機関による人種差別や過度な武力行使を批判する大規模デモが全米各地で相次ぎ、11月の大統領選挙の前後までその状況は継続した。警察との武力衝突や大量逮捕の様子が連日報道されたが、デモの結果、構造的な人種差別の問題性が全米の関心を集め、より多くの自治体で、警察による武力行使や監視システムの利用に民主的統制を及ぼす条例が制定されるなどの成果につながった。

そんな中、米国の弁護士が果たした役割は、既に逮捕されたプロテスト参加者の弁護だけにとどまらなかった。デモの参加者が逮捕等のリスクに萎縮せず十分に政治的表現を行えるよう、多様な活動を展開した。その中には、デモの参加者向けのセミナーの実施、法律相談用のホットライン開設等も含まれるが、特に、デモに同行し、警察の活動をモニターし、将来の訴訟に備え証拠を収集するリーガル・オブザーバー (LO) の取組みが画期的に思えたためこの場で紹介したい。

LOはデモには参加しない。LOは、時に無法状態となりうるデモの現場で、中立・客観的な立場から「法の支配」をリマインドする。蛍光緑のニットキャップを被ってデモに同行し、その存在を周囲に明確に認知させ、警察に牽制を与え、デモ参加者に安心を与える。

LOは、プロテストの時間や場所に加え、デモ参加者と警察の衝突、催涙ガス等の武器の使用についてできる限り詳細を記録し、証人候補の連絡先も記録する。また、LOは、警察による、スティングレイ（数キロメートル範囲で行われた通話やテキストのやり取りを傍受

できる機器）やそれに類似する機器や監視カメラの搭載されたドローンなど、デモの現場での監視手段の利用の事実や可能性についても詳細を記録する。

こうしたLOの作成した記録について、弁護士が、警察に法令や内部規則への違反はなかったかチェックする。こうした分析に基づいて、刑事弁護が展開されたり、民事訴訟が提起されたりする。また、LOの資料を集積することで、警察による監視システムの利用の全体像を描き出し、条例等の制定に向けた活動が展開されることも想定されている（一部の自治体では既に、政府による新たな監視システムの利用を議会やプライバシーの専門家の承認にかからしめたり、警察の監視システムの利用について定期的開示を義務化する条例が制定されている）。

役割が専門的であるだけに、LOになるには、LO制度を運営するNational Lawyers Guild (NLG) という非営利法律事務所の認証が必要である。弁護士資格は不要で、弁護士が実施するセミナーへの参加などの必要なトレーニングを受けることで認証を受けることができる。LOには弁護士もいるが、ロースクールの学生やパラリーガル等もいる。また、トレーニングの結果、非資格者が作成した資料でも、弁護士の指示のもと作成されたAttorney Work Productとして証拠開示の対象外となる可能性もある。

NLGによると、LOは、市民から警察へのコントロールの道を開く、法の概念を変革する取組みと特徴づけられる。表現者の支援に向けた、弁護士による能動的活動の一例として参照価値があると思う。

追悼



故 神谷 咸吉郎 会員 (8期)

2020年11月11日逝去・89歳

1972年度東京弁護士会副会長

神谷咸吉郎先生を偲ぶ

会員 福家 辰夫 (19期)

1 神谷先生は、東京下町育ちの快男子であり、長じてもその闊達な気風は変わらなかった。私が神谷先生の名前を初めて知ったのは、母校である都立上野高校の恩師から、私が弁護士になったことを知って、「神谷はどうしている」と訊かれ、その際に神谷先生の母校における逸話を聞かされた時である。

神谷先生は、旧制東京市立二中に入学し、戦後東京都立上野高校に学制が変わったのに従い、上野高校にそのまま進学した。当時の同校の教頭が戦時中は軍事教育を厳しく行ってきたのにもかかわらず、戦後になると一転してデモクラシーを声高に唱えるようになったことが許せないとして、同校の級長会の一員として教頭追放運動を起し、全校生の授業放棄のストライキを主導し、多くの学生がこれに参加したということで、多くの教職員が神谷先生を退校処分すべきだとしたが、当時若手の教諭らが尽力してなんとか退学処分を免れたということであった。

この話は後に神谷先生本人からも直接聞いており、先生から聞いた話は、夜を徹して教室に閉じ籠るなどもう少し勇壮であり具体的で面白いものであった。

2 先生は、昭和44年度の法友全期会代表幹事に就任し、東弁役員選挙の公正化と東弁・日弁連の民主化を強く訴え、東弁の民主化と選挙の浄化を実現する大きな一因となった。その後、先生は日弁連理事を二期、東弁副会長、日弁連事務次長、東弁常議員会議長など弁護士会会務において重責を荷った。委員会活動では長く司法問題対策委員会委員を務めた外、特筆すべきは日弁連女性の権利に関する委員会委員長を務められたことである。先生は、「僕は若い頃芸者遊びを少々楽しんだ

だけに忸怩たるものがある」と述懐していた。

3 先生は弁護士会の活動ばかりでなく、推されて最高裁判所一般規則制定諮問委員会委員や法制審議会民法部会委員も務められ、法制審では選択的夫婦別姓制度の実現に熱心に取り組んだが、自民党の反対により実現しなかったことをいつもの笑顔で口惜しがっていた。東京地方裁判所調停委員を長く務めると共に人権擁護委員も長く務め、練馬法曹会でも練馬区法律相談員として区民表彰を受けている。また、テレビ東京の法律相談や、ラジオの法律相談にも出演して活躍するとともに、朝日新聞主催の朝日カルチャーでも民法の講座を長く担当していた。

4 このように記憶を辿ってみると、先生の活動範囲は極めて広汎であり、しかも枢要な活動をしており、その人生は著しく多忙であったと思わざるを得ない。しかし、先生は若い会員を大変可愛がる場所があり、弁護士会の会合などでも二次会には必ず出席し深夜にまで付き合い、若い後輩たちとも議論を楽しんでいた。

5 ここ2、3年は、体調を崩した奥様と共に有料老人ホームに入ったとお聞きしていたが、先生はお元気にしていると伺っていただけに、御逝去を知って驚いた。仲の良かった奥様も1カ月前に亡くなられたとお聞きした。

若い頃、酒席で先生に弁護士としての心構えをお聞きしたところ、先生は「下町の良心、庶民の良心に恥じない」という言葉を発せられた。なかなか味わい深い言葉だと思ったが、私がどこまで先生のこの言葉の意味を理解できていたかは疑問である。

入管法に「監理措置制度」を導入することに反対する会長声明

2020年8月28日、国連人権理事会の恣意的拘禁に関する作業部会は、効果的な司法救済がなく、上限の定めのない日本の入管収容は自由権規約第9条第1項が禁じる「恣意的拘禁」に当たるとの意見を表明し、日本政府に対して、条約に適合するよう法改正を要請した。この指摘のとおり、現在の日本の収容制度は、収容に際しての事前又は定期的な司法審査なく全て法務省出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）の判断に委ねられ、逃亡の危険などの収容の必要性を問わない全件収容主義である上、収容期間にも上限がないなど大きな問題を抱えている。

これに先立つ2020年6月19日、法務大臣の私的諮問機関である第7次出入国管理政策懇談会「収容・送還に関する専門部会」の公表した報告書「送還忌避・長期収容の解決に向けた提言」は、こういった無期限収容などを温存する一方、長期収容問題の解消のため、いわゆる収容代替措置（解放措置）の検討を提言した。

しかし、現在、収容代替措置として議論されている「監理措置制度」（2020年11月6日自民党政務調査会法務部会における入管庁配布資料参照）は、以下のとおり、収容問題の根本的な解決にいたらないばかりか、さらなる問題を抱えている。

まず、現在議論されている監理措置制度によっても、全件収容主義が維持されており、対象者に逃亡の危険がない場合など本来なされるべきでない収容を防ぐことはできない。また、監理措置の判断は、入管によりなされ、司法の関与はない。監理措置に付するか否か入管庁の職権判断に委ねられる以上、個々の判断の中立性や公平性、透明性は確保されない。さらに、監理措置の対象とならない者については無期限収容が続くことも現状と何ら変わりがない。

このように、監理措置の導入によっても恣意的拘禁は何ら解消されない。

さらに、監理措置制度は、現在の収容制度が有する問題に加え、以下の問題をも有する。

入管庁が監理人を指定し、報告義務を課すことは、監理人を入管庁の監督下に置くことを意味し、例えば弁護士が監理人となった場合は、守秘義務違反や利益相反の問題を生じさせることになる。また、弁護士以外の支援者が監理人となる場合も、これまでの自然的情愛に基づく支援者と被支援者の関係性が、入管庁の監督権限を背景に、監理する側とされる側という、支配・被支配の関係性へと変容を迫られる。監理措置の導入は支援者らの活動のあり方にまで影響を及ぼすことになる。

このように、監理措置は入管庁の権限を拡大させる一方で、本来は入管庁が行うべき在留資格のない人に対する必要なケアにかかる負担を民間に転嫁するだけであるから、これまでのような支援者らの活動は継続困難となることが予想される。

以上のように、導入が検討されている監理措置制度は、入管庁の管理権限を強化しつつ在留外国人の生活支援や難民支援に重大な支障を生じさせるだけで、現在の収容制度が抱える問題点を何ら解消するものではない。このような法改正は、国連人権理事会の恣意的拘禁に関する作業部会の意見とは正反対の方向へと向かうものである。

当会は、方向性を誤った議論により監理措置制度を導入することに強く反対するとともに、条約と国際基準に準拠し、国連人権理事会の恣意的拘禁に関する作業部会の意見に沿った収容制度を構築し、全件収容主義を廃止して適切な収容代替措置を速やかに導入するよう求める。

2020(令和2)年12月21日
東京弁護士会会長 富田 秀実

「袴田事件」の最高裁判所差し戻し決定を受け、一刻も早い再審開始を求める会長声明

2020年12月22日、最高裁判所第三小法廷は、「袴田事件」の第二次再審請求事件について、再審開始を認めた静岡地方裁判所決定（原々決定）を取り消して再審請求を棄却した東京高等裁判所決定（原決定）を取り消し、審理を東京高等裁判所に差し戻すという決定を行った。

「袴田事件」は、1966年6月に静岡県清水市（現静岡市清水区）で放火され全焼した住宅内で味噌製造販売会社専務の一家4人がいずれも多数回刃物で刺突された遺体で発見された事件で、当時同会社の従業員であった袴田巖氏が犯人として逮捕され、強盗殺人、現住建造物放火の罪で起訴された。袴田氏は公判で自らは犯人ではないとして無罪を主張したが、起訴後に味噌製造工場の味噌タンク内から発見されたと思われる血液が付着しているといういわゆる5点の衣類などの証拠に基づき、第一審の静岡地方裁判所は有罪・死刑の判決を言い渡し、1980年12月に同判決が確定した。

袴田氏の第二次再審請求に対し、静岡地方裁判所は、2014年3月27日、再審開始を決定すると共に、袴田氏に対する死刑及び拘置の執行を停止した（原々決定）。弁護団が提出した5点の衣類に付着した血液のDNA鑑定や、味噌漬け実験報告書などの新証拠を踏まえ、有罪判決の根拠となった5点の衣類は袴田氏の着用していたものでも犯行時の犯人の着衣でもなく、証拠がねつ造されたものではないかとの疑いを相当程度生じさせるという判断を下したものである。

これに対する検察官の即時抗告について、東京高等裁判所は、2018年6月11日、原々決定が上記認定の根拠としたDNA鑑定の方法について科学的原理や有用性に深刻な疑問が存在するなどとし、味噌漬け再現実験報告書についても証拠価値は低いとして、原々決定を取り消して再審請求を棄却した（原決定）。

今回の最高裁決定の多数意見は、いわゆる5点の衣類の色に関する味噌漬け実験報告書や専門家意見書の証拠価値を否定した原決定の判断について、審理を尽くさずにこれらの証拠の証拠価値について誤った評価をしたものであるとして原決定を取り消し、東京高等裁判所への差し戻しを決定した。

多数意見によって再審開始への道が開けたことは評価できるものの、2名の裁判官の反対意見は、DNA鑑定、味噌漬け実験報告書のいずれも再審を開始すべき新証拠に当たるとして、原々決定はその根幹部分と結論において是認できるというものであった。再審のための「新たな証拠」は、有罪判決の事実認定について合理的な疑いを生じしめれば足りるところ、味噌漬け実験報告書をもって、確定判決時の他の証拠と総合して考慮したとしても、かかる要件は十分に満たしていると考えられる。

再審開始を決定した原々決定から既に6年以上が経過しており、これ以上検察側の主張立証のための時間の費消を許すべきではない。そもそも、いったん再審開始決定が出されたということは、確定判決の有罪認定に対して合理的な疑いが生じたということである。

袴田氏は47年という余りに長い期間を獄中で過ごし、今なお拘禁症状に苦しんでいる。再審開始決定も東の間、2018年の原決定で再び死刑執行の可能性に晒されたことによる落胆と恐怖は想像に余りある。長い経緯をたどると、司法が一個人の人生を翻弄し続けていることから、迅速な救済が求められることは明らかといえる。

差し戻しにおいては、速やかな検察官即時抗告の棄却と、再審の開始を決定するよう強く求める。

2021(令和3)年2月5日
東京弁護士会会長 富田 秀実

花が咲くかな



東京弁護士会のソーシャルメディア公式アカウント

ツイッター



@TobenMedia

フェイスブック



@toben.kohou